

平成18年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成18年9月1日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす
条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他
非常勤及び臨時の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助
成に関する条例の一部改正について
議案第4号 名寄市老人医療費の助成
に関する条例の一部改正について
議案第5号 名寄市重度障害者、精神
障害者及びひとり親家庭等の医療費の
助成に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第6号 名寄市国民健康保険条例
の一部改正について
日程第8 議案第7号 名寄市職員の育児休業等
に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第8号 名寄市議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関
する条例の一部改正について
日程第10 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等
事業条例の一部改正について
日程第11 議案第10号 専決処分した事件の承
認について
日程第12 議案第11号 名寄市過疎地域自立促
進市町村計画について
日程第13 議案第12号 市道路線の廃止につい
て
議案第13号 市道路線の認定につい
て

- 日程第14 議案第14号 指定管理者の指定につ
いて
日程第15 議案第15号 専決処分した事件の承
認について
日程第16 議案第16号 平成18年度名寄市一
般会計補正予算
日程第17 議案第17号 平成18年度名寄市国
民健康保険特別会計補正予算
日程第18 議案第18号 平成18年度名寄市老
人保健事業特別会計補正予算
日程第19 議案第19号 平成18年度名寄市介
護保険特別会計補正予算
日程第20 議案第20号 平成18年度名寄市簡
易水道事業特別会計補正予算
日程第21 議案第21号 平成18年度名寄市公
設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第22 議案第22号 平成18年度名寄市病
院事業会計補正予算
日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告
について
日程第24 報告第2号 専決処分した事件の報告
について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 行政報告
日程第4 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす
条例の制定について
日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他
非常勤及び臨時の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助

成に関する条例の一部改正について
 議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
 議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
 日程第7 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について
 日程第8 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 日程第9 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について
 日程第10 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について
 日程第11 議案第10号 専決処分した事件の承認について
 日程第12 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画について
 日程第13 議案第12号 市道路線の廃止について
 議案第13号 市道路線の認定について
 日程第14 議案第14号 指定管理者の指定について
 日程第15 議案第15号 専決処分した事件の承認について
 日程第16 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
 日程第17 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
 日程第18 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
 日程第19 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
 日程第20 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
 日程第21 議案第21号 平成18年度名寄市公

設地方卸売市場特別会計補正予算

日程第22 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告について
 日程第24 報告第2号 専決処分した事件の報告について

1. 出席議員（35名）

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	19番	堀江	英一	議員
	1番	宮田	久靖	議員
	2番	佐藤	憲之	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根	野正	敏議員
	8番	林	寿和	議員
	9番	木戸	口真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員
	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	21番	渡辺	正尚	議員
	22番	栗栖	賢一	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村	勝	議員
	26番	中野	秀敏	議員
	28番	村端	利克	議員
	29番	川村	正彦	議員

30番	福	光	哲	夫	議員
31番	齊	藤		晃	議員
32番	武	田	利	昭	議員
34番	三	宅	幹	夫	議員
35番	小	野	寺	一	議員
36番	大	久	保	光	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	矩	康
書	記	間	所		勝
書	記	久	保		敏
書	記	佐	藤	葉	子
書	記	開	発	恵	美

1. 説明員

市	長	島		多	慶	志	君
助	役	今		尚		文	君
助	役	小	室	勝		治	君
総務部	長	石	王	和		行	君
生活福祉部	長	山	内			豊	君
経済部	長	手	間	本		剛	君
建設水道部	長	松	尾			薫	君
福祉事務所	長	中	西			薫	君
上下水道室	長	関	下	富	士	夫	君
教育	長	藤	原			忠	君
教育部	長	今				裕	君
市立総合病院	長	佐	藤	健		一	君
市立大	学	中	尾	裕		二	君
市立大	学	森	山	良		悦	君
監査委員							

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成18年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

10番 植松正一 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より15日までの15日間と決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。

本日、平成18年第2回定例会の開会に当たり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

去る7月25日に執り行いました新「名寄市」誕生記念式典には、議員各位をはじめ多くの市民の皆さんに御出席をいただき、盛会のうちに終了できましたことに心よりお礼を申し上げます。市民の融和と発展に向けて決意を新たにしているところです。

また、記念式典に先立つ新「名寄市の花・鳥・木」の選定につきましては、市民の皆さんからの御意見をいただき、さらには各界の代表者による

選定委員会で議論していただくなかから、市の花には「オオバナノエンレイソウ」、市の鳥については「アカゲラ」、市の木には「シラカバ」との答申を受けてそれぞれ制定し、式典のなかで披露させていただきました。

次に、総合計画について申し上げます。

「新名寄市総合計画」の策定につきましては、総合計画を考える「地域懇談会」を8月21日から13会場・14回の予定で開催しています。また、各団体・職域懇談会についても随時実施するとともに、市民アンケートを行い、市民の幅広い意見や提言をいただきたいと考えています。

総合計画策定審議会については、公募を含め100名の委員を選考させていただきました。9月6日には1回目の審議会において、委員の委嘱と総合計画に対する諮問をさせていただくとともに、磯田憲一元北海道副知事の講演会を開催するなど、具体的な策定作業を進め、市民との協働による計画づくりに努めてまいります。

次に、行財政改革について申し上げます。

「新・行財政改革推進計画」の策定につきましては、8月に課長・係長職26名による推進計画策定委員会を庁内に設置いたしました。今後は策定委員会において、計画の基本方針や推進事項を定め、具体的な改善策について調整を図ってまいります。

また、総務省より示された「行革の新たな指針」による集中改革プランについても同推進計画に含め、本年12月を目途に「新・行財政改革推進計画」を策定してまいります。

次に、町内会長・行政区長との懇談会について申し上げます。

7月20日に名寄市町内会連合会・風連町行政区長会共催による行政との懇談会が開催されました。市側から今年度の主な事業について説明するとともに、地域から出された意見・要望などについて意見交換を行い、共通認識を持っていただいたところです。今後も合同の会議などを開催し、

地域連携の強化を図ってまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市リンゼイ（現カワーサレイクス）市との交流については、学生の相互派遣を中心に交流を進めており、今年度は2名の高校生を7月中旬から派遣し、今月10日に帰国の予定となっています。

また、友好都市ドーリンスク市との交流では、サハリン州青少年交流・受入事業の一環として、ドーリンスク市の青少年3名を受け入れました。また、友好委員会の長谷川会長を訪問団長として、総勢18名が今月の4日から訪問し、交流を深めることになっています。

次に、国内交流について申し上げます。

鶴岡市藤島との交流では、烈風獅子「しゃん」一行23名が来名し、「てっしフェスティバル」で獅子ばやしを披露し、市民との交流を深めました。また、8月5日には「北鼓友なよろ」の10名の子どもたちが、同じく17日には「名寄・藤島友の会」設立10周年を記念し、友の会の太田会長、今助役をはじめ7名が、それぞれ鶴岡市藤島を訪問し友好を深めてまいりました。

東京都杉並区との交流では、阿波踊りの一行47名が6月に行われた「白樺まつり」に訪れ、阿波踊りの軽快なリズムでまつりを盛り上げていただきました。本年度の「都会っ子体験交流事業」では、杉並区の児童25名と風連地区の児童22名が参加し、風連会場が7月28日から杉並会場が8月5日から、それぞれ4日間の日程で行われました。この交流を通してお互いの子どもたちは、夏休みの思い出づくりや友情を深め、楽しいひと時を過ごしていました。また、8月26日から27日の2日間、東京高円寺の「阿波おどり」に田中市議会議員、小室助役をはじめ市民32名が参加し、おどりを通して杉並区民との親交を深めてまいりました。

次に、市民健康づくりチャレンジデー2006について申し上げます。

人口規模のほぼ同じ自治体同士が、住民の運動参加率を競うこのイベントは、新たに風連地区の取り組みも加えて、去る5月31日に島根県の雲南市と対戦いたしました。

当日は、あいにくの小雨交じりとなり、屋外スポーツには支障が出る状況となりましたが、参加率は名寄市が50.0%、雲南市が55.5%となり、惜敗という結果でした。

御協力いただいた各団体、市民の皆さんに改めてお礼を申し上げます。

次に、病院事業について申し上げます。

本年度は、診療科19科に医師44名、研修医11名の合計55名と42名の医療技術スタッフ及び267名の看護スタッフにより地域住民の健康増進を図ってまいります。

また、昨年度から懸案となっています精神科の固定医につきましては、引き続き北海道や関係機関と連携を取りながら医師確保に向けて努力しているところです。

平成18年4月から6月における一般科の第1四半期の運営状況につきましては、取扱い患者数が入院で6.3%、外来で4.0%、また医業収益につきましては入院で3.1%、外来で6.2%、いずれも当初の予定患者数、金額を上回っております。

本年6月に、医療財政の改善のための医療費抑制と医療提供体制の改革を骨子とする第5次医療制度改革関連法が国会で成立いたしました。病院経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況に変わりはありません。今後も一層、診療体制の充実と収益の確保及び費用の抑制を図り、地域住民の信頼にこたえる病院運営に努めてまいります。

次に、保育行政について申し上げます。

合併に伴い保育所数は、名寄地区で市立の4カ所、風連地区では私立の1カ所、合わせて5認可保育所となり、325人の定員に対して現在326人のお子さんをお預かりしています。

子育て家庭に対する育児支援のための相談、情報の提供、親子の交流の場として、子育て支援セ

ンターを名寄地区で2カ所、風連地区で1カ所設置しています。このうち子育て支援センター「ちゅうりっぷ」につきましては、昨年まで使用していました旧大谷幼稚園園舎が取り壊しとなり、中央保育所に場所を移して開設となりました。しかし施設が手狭であることなどから、教育委員会の協力を得て、補完施設として「ほっと21」の体育室・育児室を併用していますが、7月の利用実績は445組1,049人で、昨年同月と比較して56.6%に止まる大幅な減少となりました。

今後も次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、多様化する保育ニーズへの対応に努めてまいります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

障害者自立支援法の施行により、介護給付サービスの利用者は、市町村が設置する審査会において、障害程度区分の認定が必要となりました。審査委員は、障害者の保健又は福祉に関する学識経験を有する者と規定されていることから、近隣町村から共同設置を要請されていました。

その後、審査会の概要や規約等について協議を進めた結果、名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村による共同設置とし、7月7日付けで北海道へ届出書を提出いたしました。

審査委員は、名寄市3名、下川町1名、美深町1名の5名とし、既に辞令交付と審査委員研修を終了し、8月24日及び31日に審査会を実施し、本年10月1日からの本格実施に備えています。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

18年度の国民健康保険税の税率につきましては、合併特例法第10条の規定により、旧市町それぞれの税率を適用し賦課をしています。

当初賦課状況については、医療分での賦課税率に両市町の差異はありませんが、賦課総額に対する均等割・平等割のいわゆる応益割の占める割合が55.12%となっています。現在の軽減率を確保するため、本年度中に応益割合が55%以内となるよう保険税の税率改正案を提案いたします。

なお今年度は、7割・5割の軽減で3,062世帯、2割軽減は344世帯が該当となり、賦課世帯数6,253世帯のうち54.5%が軽減の対象になっています。

また介護納付金分では、旧市町それぞれの税率で賦課をしていますが、7割・5割の軽減は865世帯、2割軽減は160世帯が該当となり、賦課世帯数2,366世帯のうち43.3%が軽減の対象になっています。

今後も被保険者の健康確保のため、給付と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度として一層の自助努力をしてまいります。

次に、介護保険について申し上げます。

7月24日に名寄市保健医療福祉推進協議会を開催し、名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画及び第3期風連町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の統合に向けて協議いたしました。

今後、協議会の下に高齢者部会を設置し、この部会を中心に検討してまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりを目指し、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら「交通事故死ゼロ」を目標に運動を進めてまいりましたが、残念なことに5月から7月の3カ月間に3件の交通死亡事故が発生し、3名の尊い命が失われました。

このような悲惨な交通事故を絶滅するため、高齢者交通安全宣言大会及び交通事故抑止緊急大会などを実施し、決意を新たに関係機関との連携を図り、交通安全運動・啓発活動をさらに進めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

名寄地区では、紙製容器包装廃棄物を資源ごみとして、無料収集に取り組み5カ月が経過しました。徐々にではありますが収集量も多くなっています。

風連地区では、プラスチック製容器包装廃棄物

が有料から無料収集になりました。各家庭で比較的多く出される資源ごみですので、負担の軽減が図られたものと思います。

今後も循環型社会の構築のため、資源ごみの有効活用と分別の徹底に努めてまいります。

また埋立ごみにつきましては、合併協議のなかで一般家庭からの持ち込みごみは風連処分場、事業系の持ち込みごみは内淵処分場と、すみ分けての利用としましたが、想像以上に風連処分場が混雑し、市道に車が連なるなど交通事故の危険性もあったことから、利用者の選択ではありますが、一般家庭からの持ち込みごみについては、両処分場への持ち込みを認め、混雑の緩和を図ってまいりました。

ごみの減量化では、6月22日に市民文化センターで30名の参加をいただき、段ボールコンポスタの普及に向けた講習会を開催し、その後も市内デパートの協力を得て、イベント広場での講習会などにも取り組んでまいりました。

今後も生ごみの減量に向け、普及活動を行ってまいります。

次に、公営住宅の建設について申し上げます。

西町団地建替事業は、7月に木造平屋建て3棟6戸を発注し、11月に完成予定で建設を進めています。

北斗・新北斗団地建替事業は、基本設計を7月に着手し、来年2月に完成の予定です。また徳田団地の解体工事は、6棟24戸を11月に発注する予定です。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度、第1四半期における給水量の状況は、計画の一日最大給水量1万1,740立方メートルに対し9,224立方メートルで、施設能力の約79%の稼働率となっております。

第2期拡張事業では、名寄日進地区の配水管布設工事などを発注しています。また、建設改良の全体事業としては、計量法に伴う量水器の取替工事を名寄、風連の両地区でそれぞれ発注していま

す。

残りの配水管網事業などにつきましても、早期発注に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

雨天時の浸水対策及び水質汚濁防止対策として、合流改善事業の滞水池土木工事を発注し、さらに下水処理場の排水ポンプ場電気設備機器更新工事を発注いたしました。

また、個別排水処理施設整備事業につきましても、名寄地区で予定していました智恵文小学校の教員住宅を含め11基、風連地区では6基の全体17基を発注し、そのうち6戸の供用を開始しております。

次に、道路事業について申し上げます。

建設事業につきましては、上半期で80%の発注を目標に進めております。

工事関係では、19線道路舗装工事が完了し、東4号南線、徳田2号線、西5条仲通などの改良舗装工事も順調に進んでおります。

9月以降には、南北2条線の歩道改修や東風連線の智烈布橋架換、名寄演習場周辺障害防止対策事業による排水路工事などを発注してまいります。

次に、防塵対策事業について申し上げます。

例年、防塵対策として行っている未舗装道路のアスファルト乳剤による防塵処理補修工事につきましては、5月中旬から8月上旬にかけて153路線、総延長で約29キロメートルを施行いたしました。

また、アスファルト乳剤に替わるものとして、アスファルト再生合材の敷設について名寄地区市街地の2路線、総延長で約400メートルを試験的に施行いたしましたが、今後はその路線の耐久性や補修コストなどのデータ収集を行ってまいります。

次に、道立サンピラーパークについて申し上げます。

北海道事業は、サンピラー交流館の各種設備工事をはじめ、やすらぎの庭、スポーツ広場の造成

が発注されています。

市事業のコテージ建設も順調に進んでおり、最終の造成工事を9月に発注予定です。

また、公園の一部開園を11月11日に控え、実行委員会の組織づくりは近隣市町村の協力を得て終了しており、式典などの企画内容につきましては、北海道と現在協議中ですが、当日は多くの市民に御来園いただきたいと考えています。

次に、交通体系の整備について申し上げます。

高速自動車道路の整備につきましては、土別剣淵ICから土別市多寄間において、去る8月6日に中心杭打式が行われ、新直轄方式による事業着手となりました。

今後も、残された区間の早期着工に向け、道北の市町村、関係機関、各期成会などと協力してねばり強い運動を推進してまいります。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

農業・農村の振興に係る事業の円滑な推進や活性化と持続的発展に向けた施策の検討を目的に、7月下旬に「名寄市農業・農村振興審議会」及び「名寄市農業振興対策協議会」を立ち上げました。

さらには、新たな農業・農村振興計画の策定に向けた計画方向、推進方策の原案策定のため、「名寄市農業・農村振興計画検討委員会」をあわせて立ち上げたところです。委員各位の提言などをいただきながら農業・農村行政の振興に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

春先は低温が続く雪解けや農作業に遅れが生じ、播種・移植作業に影響が出たため初期生育が悪く心配されましたが、6月中旬以降には気温も平年より高く推移し、一時的な大雨もありましたが適度な降水量となり、総じて高温・多照の気候により各作物とも生育は平年並みに回復し、収穫の時期を迎えようとしております。

水稻につきましては、出穂揃いが1日遅い8月3日となりましたが、高温・多照により登熟が順調に進み、現在の生育では平年比3日進んでいま

す。不稔割合はサンプル調査の平均では4.9%で、平年が10%程度のため、不稔粒が極めて少ない状況で、平年並み以上の収穫が見込まれます。積算気温から換算すると成熟期については平年より3日程度早いと予想しております。

畑作物につきましても、6月以降の高温・多照により、豆類・馬鈴しょ・てん菜は平年並みに回復しています。

収穫の終わった秋まき小麦につきましては、雪解けの遅れ、春先の低温によりやや細麦傾向にありますが、収穫は天候に恵まれ7月26日から始まり8月1日に終了しています。現在は規格内に調製されていますが、収量につきましては10アール当たり240キログラム程度と計画を下回る見通しです。

アスパラガスにつきましては、5月下旬の霜と6月上旬の低温により品質に影響があったものの、その後は好天と適度な降水量により生育が順調に進み出荷量も増加しました。選別期間は5月17日から7月7日と長く、品質的にもL・Mクラスが多く、10アール当たりの収量は目標とする300キログラムを超え、農家の努力と増収に向けた取り組みの成果が出ています。収穫終了後は、来年度に向けて生産者に対し倒伏防止、斑点病防除の徹底に努めているところです。

また農業振興センターでは、アスパラガスの新規植栽、更新に向けて大苗146,700本、セル苗84,500本の計231,200本を106戸の農家に供給しました。

次に、第28回を迎えた新名寄市誕生記念「なよろ産業まつり」について申し上げます。

名寄の産業を広く市民に紹介し、地場製品の良さと地産地消の普及、農業・農村の理解を深めることを目的に、なよろ健康の森を会場に8月27日に残暑厳しいなか盛大に開催されました。

今年は合併して「もち米作付け面積日本一」記念イベントとして、巨大石うすによる餅つきを実施し、餅まきも開会式・閉会式に5俵をまいたほ

か、お汁粉を無料配布し、御来場の皆さんに喜んでいただきました。

当日は、毎年好評をいただいております地場産の新鮮な野菜や畜産物の販売のほか、名寄産はくちょうもちを原料とした「赤福」の販売、藤島町の特産品の販売、さらには風連産うるち米や名寄産ゆきわらべの無料配布によるPR、御料太鼓・北鼓童などによる演舞、旧風連町出身歌手の歌謡ライブで祭りは盛り上りをみせました。

また、農協青年部のトラクター馬車、牧草ロール転がしなどの企画も人気を呼び、市民はもとより近隣の皆さんにも楽しい一日を過ごしていただきました。

御協力をいただきました関係者の皆さんに厚くお礼を申し上げます。

次に、平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策について申し上げます。

品目横断的経営安定対策は、土地利用型農業の米、麦、大豆、てん菜、澱原用馬鈴しょの5品目を対象に、複数作物の組み合わせにより営農が行われている水田作及び畑作について、担い手の経営全体に着目して、諸外国との生産条件を是正するための対策となる直接払いを導入するもので、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合は、その影響を緩和するための対策を行うものです。

9月1日からの申請を控え、8月8日から10日まで北海道農政事務所、JA、名寄市の共催で説明会を開催したところです。

対策の支援を受けられるのは「担い手」であり、認定農業者と一定の条件を備えた集落営農組織が対象となり、経営規模については当初2000年の農林業センサスの数値とされていましたが、6月段階で2005年センサスの数値を用いることに変更され、特例基準により認定農業者6.8ヘクタール（当初6.4ヘクタール）、集落営農組織13.6ヘクタール（当初12.8ヘクタール）と決定されました。8月末現在の対象農業者は、5品目

作付け実績農家609戸のうち437戸、72%が対象となり、面積でも4,493ヘクタールのうち3,938ヘクタール、88%が対象の見込みとなっています。

現状では、集落営農組織での該当は難しいと判断しており、認定農業者で該当となるよう指導するとともに、経営規模要件の6.8ヘクタールに満たない農家については、JA・農業委員会などと相談しながら本人の意向を確認し、交付金の対象になるよう協議しているところです。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

継続中の道営事業につきましては、「道営畑地帯総合整備事業」智恵文地区で暗渠排水、心土破碎、石礫除去、排水路などの整備を行い、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の風連地区、名寄の2地区及び「道営経営体育成基盤整備事業」の東豊地区では整地工、暗渠排水、排水路などの整備を実施しており、また瑞生地区につきましては委託設計、共和地区では平成19年度の地区採択に向け調査計画を行ってまいります。

財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、智恵文地区、名寄地区、風連地区で草地整備改良、造成改良、尿処理施設の整備を行い、畜産経営の合理化と生産性の向上に努めてまいります。

また「ふるさと農道緊急整備事業」では、風連御料12線北線の舗装工事431メートルを実施しています。

次に、林業の振興について申し上げます。

林産業を取り巻く環境は厳しく、特に木材価格の低迷、造林費用の高騰などにより、森林所有者の造林意欲は減退傾向にあります。

こうした中で、一般民有林の造林計画は植林75ヘクタール、下刈り260ヘクタール、除間伐210ヘクタール、作業路400メートルなどを実施する計画であり、森林所有者の理解を得なが

ら負担軽減と優良森林資源の確保に努めてまいります。

次に、名寄市森林組合に対する出資金の減資について申し上げます。

名寄市森林組合では、木材需要の不振や価格の低迷、また加工施設に対する設備投資などで、平成9年度末には1億4,774万6千円の欠損額となりました。これらを解消するために資産の処分、役員補てん金などを柱とした「再建7カ年計画」を策定し、業務改善に努めてきましたが、公共事業の不振などによる林産事業の伸び悩みから再建がならず、平成15年から「新・再建3カ年計画」を樹立し、累計欠損金の早期解消と金融債務の圧縮及び経営基盤と体制の確立を目指してきました。しかしながら前期繰越欠損金、退職給与引当金、固定資産除去費などで約3,500万円の欠損金を繰り越すことになりました。

負債を解消するために平成17年度事業利益、役員補てん金、旧名寄市合併支援補助金などで約2,200万円を確保しましたが、差し引き額で約1,300万円の財源不足となり、出資金での3分の1相当の減資が必要となりました。

このような経過から、旧名寄市では1口1千円の1万6,988口、1,698万8千円の出資をしていましたが、3分の1相当の減資により、名寄市森林組合に対する出資金は1口667円、1,133万996円となりました。

次に、商工関係について申し上げます。

商店街の賑わい支援策の一つとして、市内循環バスの活用策について関係機関・団体と協議してまいりました。このたび、市内バス会社の協力を得て、「てっし名寄まつり」のイベントに合わせて乗車の実験事業を行いました。一日当りの平均乗車人員は245人となっており、通常乗車との比較、商店街における賑わいなどについて、商工会議所と検討を行ってまいります。

また、商店街連合会主催による「北のカーニバル」につきましては11団体の参加があり、出演

者と沿道の市民が一体となったカーニバルが、多くの観客を楽しませ賑わいをもたらしました。今後も地域と一体となった催事・行事に支援をしてまいります。

また、石油高騰による影響について、年間経費に占める燃料割合を商工会議所とともに調査をいたしました。関係5業種63事業所での調査で、業種間でばらつきがあるものの、総体に占める割合は16.02%、前年比で4.3ポイントの増となっております。秋に向けてさらに高騰するとの情報もありますので、中小企業相談所とも連携して資金対応などを含めて周知してまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

すでに、調査設計事業のなかで関連事業、配置などについて協議が進められていますが、建設水道部と経済部による庁内検討組織において、道内15カ所の施設について視察研修が行われています。今後もこれらの情報を生かし、さらに検討を加えてまいります。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

風連地区の再開発は、風連地区市街地を名寄市の南玄関口としてふさわしい街並みとなるよう整備するもので、専任職員を配置し、4月に事業推進計画業務の委託発注を行い、知事に対する事業の施行認可の申請に必要な準備会の設立に向け、規約の検討、事業の計画内容及び権利調整の詳細などの検討を行っています。

さらに本事業は、地区内地権者全員の同意を得て行う事業であることから、意向を保留されている地権者の合意形成に努めているところです。

6月に担当職員を2名体制とし、事業実施に伴う諸問題の対応など、期成会と連携を密にし平成19年度事業着手、22年度完成に向けて取り組んでいます。

次に、観光について申し上げます。

「第27回ふうれん白樺まつり」は、西町公園特設会場で開かれ多くの観客で賑わいました。ま

た前夜祭の「阿波踊り in ふうれん」においても、友好交流都市東京都杉並区の高円寺阿波踊り一行40名の参加をいただき、地元「風舞連」との共演など、会場・沿道から多くの拍手を受け、賑わい創出がなされたところです。

「てっし名寄まつり」は7月30日から8日間、天塩川河川敷と市内中心部において繰り広げられました。メイン行事の花火大会・ライブコンサート、地元の踊り、藤島町からの郷土芸能、合併記念もちつき実演など、多くの市民や観光客が光と音の競演を楽しみました。

8月1日には「第27回なよろのおどり」が開催され、34団体、1,762人の参加があり、各団体制作のあんどんも加わって盛り上がり彩りを添えました。今後のあり方については、アンケート調査をもとに実行委員会で協議をしております。

「第28回風連ふるさとまつり」は、8月12日から13日にかけてJR風連駅前通りを主会場に開催されました。24基の勇壮なあんどんが町内を練り歩き、光の絵巻で観衆を魅了しました。また、前夜祭での郷土芸能披露と人情ふれあい盆踊りでは、多くの人々が一体となり、大きな輪が広がったところです。

また、夏の観光として定着している智恵文ひまわり畑については、例年より早い時期に鑑賞できるよう作付けし、今年も12ヘクタール、70万本が開花し、多くの人で賑わいをみせました。ジャガイモ掘り、パノラマ展望、ひまわり無料刈り取りコーナーなどで観光客や家族連れに楽しんでもいただきました。

JR名寄駅前の歓迎広告塔とプンゲンストウヒへのイルミネーション点灯式が、7月29日に観光まちづくり協会によって行われました。駅前と中心街の景観アップ、賑わいづくりを支援しようと取り付けられたもので、サンピラー現象をイメージし、透明感ある青色の美しい幻想的な光景が楽しまれています。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄地方における労働雇用環境は、全国的な動向とは異なり厳しい状況は変わっていません。このような状況のなか、季節労働者に対する制度の改正が明らかにされたところです。現在、厚生労働省労働政策審議会雇用保険部会で審議されておりますが、大変厳しい局面を迎えており、そのまま実施されると季節労働者の生活に与える影響は必至であり、この地域全体の消費経済に大きな打撃となります。これらのことから、上川北部市町村雇用問題対策協議会において、季節労働者に対する制度の充実、特例一時金制度の現状維持について、8月24日に北海道知事、北海道議会、北海道労働局に対して要請活動を行いました。さらには、名寄市雇用問題対策協議会としても8月28日に市民集会を開催しました。季節労働者、雇用主、地域経済も大きく影響を受けることから、商店街からも実情を訴えていただき、地域一丸となった取り組みとなっているところです。

今後も全道、全国市長会を通じての訴え、北海道と連携しての情報収集に努め、時宜を得た対応をしております。

次に、労働相談員について申し上げます。

このように緊迫した情勢のなかには、労働相談員の設置は大きな意義を持ってまいります。今年度、相談員として中村辰雄氏、薄葉元司氏、千葉榮太郎氏、佐藤勝見氏、佐藤誠一氏、奥山玉示氏の6名に委嘱をいたしました。今年度においては、毎月第2水曜日を相談日とすることで協議が調っておりますので、市民に周知し対応してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

夏季休業期間中に、豊西小学校の放送設備更新工事、智恵文小学校の体育館屋根塗装工事などを実施しました。また8月下旬には、市内全小中学校において、「学校環境衛生の基準」に基づき、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物検査を実施し、9月中旬に検査結果が出る予定です。今後も

学校の施設整備及び環境整備を進め、安全で安心できる快適な学習の場づくりに努めてまいります。

特別支援教育については、昨年度に旧名寄市で実施した「特別支援教育体制推進事業」の成果を踏まえ、風連地区を含めた全小中学校で校内委員会と特別支援教育コーディネーターを設置し、推進体制を整備してまいります。7月12日には第1回コーディネーター連絡会議と管理職などを含めた研修会を開催し、共通理解を深めてまいりました。今後は各学校における実態調査を行い、専門家チームや特別支援連携協議会の設置など、関係機関と連携して障害のある幼児・児童・生徒への総合的な支援体制の整備に努めてまいります。

また児童生徒数の減少に対応し、老朽化した学校施設の整備を計画的に進めるため、その基本となる小中学校の学級・学年編成など、適正な規模・配置のあり方を検討する「名寄市小中学校適正配置等検討委員会」を設置し、昨日8月31日に第1回委員会を開催いたしました。検討委員会から基本的な考え方・指針を提言いただき、これを受けて年度内に教育委員会としての方針をまとめたいと考えています。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

名寄と風連学校給食センターの統合につきましては、7月初旬に名寄市学校給食センター運営委員会と名寄・風連合同学校給食理事会を開催し、その経過を説明し一定の理解を得たところであります。

その折に出された課題解決に向けて、合同学校給食理事会で「給食」「献立」の2部会を設置し、給食費の単価や徴収方法、地場製品の取り扱いや給食献立について協議を進めています。12月には学校給食センター運営委員会に報告し、名寄・風連学校給食会総会で決定していただく方向で作業に入っています。その経過につきましては、「学校給食だより」などでお知らせします。また決定後には、市広報を通じて市民周知を図ってまいります。

なお、名寄学校給食センター整備工事計画のうち屋上防水工事につきましては、夏季休業期間中の7月24日から8月22日の間で工事が終了しました。今後も、より安全で栄養バランスに配慮したおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

7月26日から27日にかけて名寄市花壇コンクールを行いました。本年度から名寄地区、風連地区合同の審査とし、新たに第1回のコンクールとして募集を行ったところ、名寄地区から87点、風連地区から14点の応募があり、審査員の慎重な審議により賞が決定いたしました。

野外体験学習事業であります「へっちゃんLAND2006」は、8月8日から3泊4日の日程で、名寄健康の森キャンプ場を中心に行われました。本年は、小学4年生から中学1年生まで37名の参加があり、テント設営や飯ごう炊飯を行うとともに、九度山登山やカヌー、炭焼きなどを体験し、思い出に残る野外体験ができたことと思います。

この事業には13名の名寄大学生、短大生がサブリーダーとして参加し、また11名の市内小中学校教職員の御協力がありました。事業の推進にあたり、多くのボランティアスタッフの皆さんの御協力に心から感謝を申し上げます。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

働く女性の家連絡協議会の全国会議が、7月13日から14日にかけて、全国から29館46名が出席して、市内ホテルを会場に開催されました。

この会議は、「働く婦人の家」相互の連絡・協調を図るため毎年開催されており、今回で40回目を迎えましたが、総会では各自治体の財政状況の悪化などから、本年度末をもって解散が決議されました。

協議会が解散となっても、「働く婦人の家」などが地域に果たす役割の重要性は変わらないことから、名寄市における女性児童センター「ほっと21」の運営につきましては、全国各地とインターネットなどによる情報交流を積極的に行いなが

ら、今後とも運営の充実に努めてまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

図書館では、夏休みの子ども行事の取り組みとして、名寄本よみ聞かせ会と共催の「夏のお楽しみ会」及び「小学生一日司書体験」を開催し、好評をいただきました。

また、子どもの読書活動などにつきましては、去る7月6日「名寄市小中学校図書館・市立名寄図書館担当者会議」を開催しました。こうした情報交換を通して連携を深め、それぞれの役割を果たす中で子どもの読書活動を一層推進してまいります。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台について申し上げます。

プラネタリウム館では、7月5日から5日間、幼児・児童を対象に「七夕無料投影会」を実施し、幼稚園児など400名余りの利用がありました。

市立木原天文台では、「夏休み天文教室」を開催し、多くの参加をいただきました。また、ポラリスⅡ号による移動観望会は、各小学校からの要請で実施し、多くの感動を与えました。

7月25日から4日間、日本惑星学会・北大低温科学研究所の主催する「惑星科学フロンティアセミナー」が開催され、全国から大学院生が70名参加し、木原天文台でも講演・観望会が実施されました。また、このセミナーの開催を記念して市民向けの講演会が行われるなど、多くの市民から好評を得たところです。

次に、北国博物館について申し上げます。

第16回となる特別展示会は「しらかば」をテーマとして、7月22日から8月27日まで開催しました。新たに「名寄市の木」となりましたしらかば類の紹介と、世界の先住民から現在に至る利用法や白樺細工を170点の資料で取り上げ、約1,500名の方々の観覧をいただきました。

また初の試みとして、夏休み期間中に宿泊登山ツアーと縄文クッキングを開催したところです。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史のある第34回名寄・下川間往復駅伝競走は、去る6月18日に開催され、昨年より多い75チーム、約700名の参加者が健脚を競いました。

サンピラー国体記念第4回サマージャンプは、7月30日に名寄ピヤシリシャンツェで開催され、全日本スキー連盟A級公認大会として、全日本強化選手を含む152名のエントリーがあり、内外から多くの観客が訪れ熱い声援を送っていました。

夏季合宿につきましては、本年も7月下旬から8月中旬まで、健康の森陸上競技場や多目的広場において行われ、道内の高校・大学のサッカーやアメリカンフットボール、新潟県を含めたクロスカントリースキーなど多彩なチームの利用がありました。

長年市民に親しまれてきました西プールにつきましては、8月25日に今年度の利用を終了し、その役割を終えたところです。

また、埼玉県由市営プールで起きた女兒死亡事件に伴い、「給排水口のふたの固定」や「吸い込み防止金具」について調査したところ、全プールにおいて給排水口のふたについては固定されていることが確認されましたが、一部プールでは吸い込み防止金具が設置されていないことが判明し、安全を確認するとともに、その後の監視をより強化いたしました。シーズン終了後には改修する予定になっております。

以上、主な行政事項につきまして、その概要を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄の冬を楽しく暮らす条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、冬に親しみ、冬を楽しく暮らすことについて名寄地区と風連地区の委員で構成する名寄市利雪・親雪推進検討委員会に諮問し、その答申を踏まえ、旧名寄市の条例の理念を継承しながら、雪を利用し、雪に親しみながら、だれもが快適に暮らせるまちづくりを市民一丸となって推進しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、監獄が刑事施設に改められたため、所要の改正をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第4号 名寄市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について、議案第5号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第3号及び議案第5号は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律及び障害者自立支援法附則第26条の改正により、北海道医療給付事業補助要綱が本年10月1日から改正されるため、条例中の字句の統一を図ろうとするものであります。また、議案第4号は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律により、北海道医療給付事業であります北海道老人医療給付対策事業の取扱要綱が改正

されたため、本年10月1日から施行する被保険者の疾病及び負傷に関する療養費の給付等の一部負担割合の変更等をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第3号外2件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。議案第3号外2件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第3号外2件は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市国民健康保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律により、本年10月1日から施行となる現金給付の見直しのうち、名寄市国民健康保険条例に関連する出産育児一時金を30万円から35万円に改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併に伴う条例整備の過程で、関連条例の変更前の条名を引用したことがわかりましたので、その箇所を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第9 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第8号 名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、昭和61年に行った地方自治法の一部改正におきまして議会の議決に付すべき事件として財産を信託することが加えられたことを踏まえて、上位法との整合性を図るべく名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番(熊谷吉正議員) 先ほど議案7号を決定をされましたけれども、7号、8号、9号とそれぞれ合併時における手落ち、議案8号については昭和61年に改正されたものが実際にはその時点での改正がされないまま今日にきているということで、合併時の関係についてはいろいろ議会で

も膨大な例規集などについてのチェックが十分でなかったということもあるでしょうけれども、この議案8号についていつの時点で法との整合性に欠けるということであったのか、事実関係についてお知らせをまず1点いただきたいことと、二つ目には第3条中の今までは不動産、または動産の買入れ、または売り払いということをそれを改正をするわけなのですが、売り払いについては今まで不動産と動産も含めて一緒でしたけれども、不動産の信託についての売り払いということで変わっていますが、現行の条例の中で過去にこの条例どおり対応していて、適用された該当案件があったのかどうかお知らせをいただきたいと思えます。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 一部条例改正に伴います今回提案をさせていただいた事実関係について申し上げたいと思いますが、ただいま提案理由の中でも申し上げましたとおりに61年の自治法の改正の中で財産を信託することが追加をされたということでございまして、この件につきましては旧名寄市、旧風連町においても法の改正は事実知っていたということで認識をしておりますけれども、具体的にこのような形の信託に伴う財産を処分するということがごくまれということで、条例は改正していなかったのが両市町でございまして、今回新市に伴いまして、双方の条例を一つにしたわけでございますけれども、その中で現在ぎょうせいの方に委託をして例規集の部分を整理をさせていただいておりまして、そのことを受けまして、法が改正に伴っている部分についてこの機会にしっかりと一部改正をしておく方がよりよろしいという判断に立ちまして、それらについて今回一部改正をさせていただく部分でございます。

なお、過去旧名寄市におきましてもこれについての信託にかかわる部分での財産を処分する事例は一度もございませんでした。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） いつの時点でこれはわかったのか、61年の時点で旧名寄も旧風連も改正をされたという認識はあったけれども、具体的な事例が発生をしないだろうという想定のもとに手をつけてこなかったことになるのですが、当然合併の時点では両市町の一体化の問題で整理をされて、見過ごしてきたということなのですから、実際にこれを改正をしなければならないという誤りを発見したのはいつで、今議会提案ということになったのか改めて聞いておきたいのですが、再確認もう一つは不動産、または動産ということで今まで対象になっていますが、売り払いについては今度不動産だけの信託買い入れということで、これについては過去にはいずれもないということでの答弁ですが、再確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 今回この改正に伴う事実関係の日時でありますけれども、具体的に8月17日ということで起案を上げまして、今回改正を伴うということでございます。その以前に例規集の今委託をしておりますぎょうせいの方からの指摘といいましょうか、確認事項に基づいて、8月17日に一部改正について議案として提出をしようということでございます。先ほども答弁させていただきましたが、これらについての過去については例がございませんけれども、これからはある、ないはわかりませんが、多分名寄市においてはいいのではないかと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 私も専門では全くありませんからわからないのですが、発生するとすればどのようなケースが考えられるのかお聞きしたいのと、例規集全体を合併時点ではコンサルに委託していますから、合併前後でこの関係についてはわかっていたということではないのか

なというふうに思いまして、その間6月議会もあったでしょうし、8月17日になった経過について改めて確認をして、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 7月以降本格的にぎょうせいの方で最終的なチェックに入っておりますけれども、その中で知り得たということでありまして、それを受けて今回ということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的な信託に伴うこの処分につきましては、私も詳細詳しくは承知していない部分でありますけれども、一つには過去に知床で1平方メートル運動だとか、そういうふうな形で個人が公有地を取得をして信託をすると、そんな形の例になってくるのかなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市共同飲料水施設等事業条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、合併に伴う条例整備の過程で、旧名寄市の規則に準拠して条例を作成するに当たって一部そごを来していることがわかりましたので、その箇所を訂正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第10号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

名寄市中小企業振興条例は、合併の際に新条例として施行されておりますが、新条例策定作業の際に同条例の附則第2項に風連町商工業振興条例

を加えることを見落としていたため、合併前に申請のあった事業について旧風連町における融資制度利子補給及び従業員退職金共済掛金補助を適用しようとするものであります。

適用する補助事業につきましては、合併協議会の中の合意事項であるとともに、新市におきましても既に事業が継続されております。また、本年度当初におきまして予算措置もされていることから、本件は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分によって対応し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとはありますが、今後このようなことがないように十分精査を行い、事務処理を行ってまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第11号 名寄市過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 名寄市

過疎地域自立促進市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

本市は、本年3月27日の合併に伴い、同日付で過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域をその区域とする市町村として公示されました。本件は、市議会議員協議会及び北海道との事前協議を経て、名寄市過疎地域自立促進市町村計画がまとまりましたので、同法第6条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、同計画の概要につきましては、総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、過疎地域の要件について申し上げます。合併前までは旧風連町におきましては昭和45年に、旧名寄市におきましては平成14年に過疎地域として公示されたところでございますが、両市町による合併により改めて過疎地域としての要件を満たして、平成18年3月27日付で過疎地域をその区域とする市町村として公示されたところでございます。

過疎地域の要件につきましては、人口要件と財政力要件がございます。人口要件につきましては、25年間の人口減少率が19%以上とされており、平成12年実施の国勢調査の人口は両市町合わせて3万3,328人で、25年前の昭和50年と比較して22%の減少率となりました。財政力要件につきましては、財政力指数で0.42以下とされており、平成12年の財政力指数は0.257で、人口要件、財政力要件いずれも過疎地域の要件を満たしているため、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づき公示されたものでございます。

次に、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の期間は、旧市町の過疎計画後期計画からの継続性が

あるため、合併前と同様平成17年度から21年度までの5年間、また計画の構成につきましてはお配りをさせていただいております計画書のとおり、1点目の基本的な事項、2点目の産業の振興など10部で構成されております。

1点目の基本的な事項、1ページでは、過疎の状況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況など現状と課題を明らかにし、過疎からの脱却、地域の自立促進を図る基本方針について述べております。

2の産業振興、11ページでは、農業、林業、商業、工業、観光開発などについて現況と問題点及びその対策について述べております。計画に登載する事業では、農業関係で道営経営体育成基盤整備事業、道営畑地帯総合整備事業など27本、林業関係で市有林造林事業など3本、商工業関係で複合交流施設整備事業、中心市街地活性化事業など7本、観光、レクリエーション関係でピヤシリスキー場整備事業、道の駅整備事業など7本、合計で44事業、5年間の概算事業費の合計で約91億9,000万円を見込んでおります。

3点目の交通、通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、21ページでは、道路交通情報化、地域間交流の促進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、道路関係で19線道路整備事業、昭和通整備事業など24本、橋梁関係で東風連線智烈布橋橋梁整備など3本、農道関係で農道整備特別対策事業大沢線など6本、林業関係ですずいし線ふるさと林道緊急整備1本、情報化関係で戸籍電算化機器等整備事業など3本、道路整備機械関係で除雪ドーザなど11本、地域間交流関係で姉妹都市、友好都市交流事業など3本、合計で51事業、5年間の概算事業費の合計で約38億5,000万円を見込んでいます。

4点目の生活環境の整備、28ページでは、上水道、簡易水道、下水道、廃棄物処理、消防、救急、公営住宅などについて現況と問題点及びその

対策について述べています。計画に登載する事業では、水道関係で上水道第2期拡張事業など7本、下水道関係で公共下水道事業など4本、廃棄物処理関係で塵芥収集車両等整備事業など5本、消防、救急関係で消防団総合整備事業など14本、公営住宅関係で公営住宅等整備事業など3本、墓地、霊園関係で緑丘霊園管理棟建設事業など2本、合計で35事業、5年間の概算事業費の合計で約80億5,000万円を見込んでいます。

5点目の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、36ページでは、保健、高齢者福祉、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、介護保険について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、高齢者福祉関係でケアハウス整備事業など2本、児童福祉関係で市立保育所改修事業など5本、その他高齢者、障害者等に対するソフト事業関係で11本、合計で18事業、5年間の概算事業費の合計で約10億1,000万円を見込んでいます。

6点目の医療の確保、42ページでは、市立病院を中心とする地域医療について現況と問題点及びその対策について述べております。計画に登載する事業では、市立総合病院施設整備事業など3本、5年間の概算事業費の合計で約14億円を見込んでいます。

7点目の教育の振興、44ページでは、学校教育、大学、社会教育などについて現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、学校教育関係で風連中学校、中央小学校校舎、屋体改築など5本、集会、体育施設関係で市民文化センター大ホール建設事業など4本、その他で市立名寄短期大学4大化校舎整備事業など3本、合計で12事業、5年間の概算事業費の合計で約65億1,000万円を見込んでいます。

8番目の地域文化の振興等、50ページでは、芸術文化の振興、文化財の保護保全活動の推進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、市民文化祭事

業、町民広場整備推進事業の2本、5年間の概算事業費の合計で約450万円を見込んでおります。

9点目の集落の整備、52ページからでは、集落整備について現況と問題点及びその対策について述べております。

10点目のその他地域の自立促進に関し必要な事項、53ページでは、交流人口の拡大、名寄市立大学の充実と振興、定住の促進について現況と問題点及びその対策について述べています。計画に登載する事業では、定住促進対策事業など3本、5年間の概算事業費の合計で約2,700万円を見込んでおります。

以上、合計で168事業、5年間の概算事業費で約300億7,000万円を見込んでおります。

なお、本計画に登載するこれらの事業については、過疎から脱却し、地域の自立を図るため必要な事業をハード、ソフトの両面から登載しており、実施に当たりましては今後策定されます総合計画の実施計画の中でさらに整合性、必要性などについて議論し、事業の厳選を図っていく予定でございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま過疎地域自立促進計画の概要を説明され、それに基づいて議決をと、こういうことでございます。今部長からお話がありましたように、この過疎自立計画は単独でというのではなくて、この後の総合計画との整合性を図っていくということでございますから、ここで余り議論をしてはとは思いますが、若干この機会ですので、お尋ねをしておきたいと思えます。

一つは、ただいまの説明のようにこの5年間で300億円の事業と、こういうことでありまして、ただ17年度の大学などがありますから、それら

を差し引くわけでありませけれども、こういう大きな事業費、過疎から脱却し、自立を図っていくわけでありませから、そういう点ではこれら国の財政的な支援はこのうちどの程度というふうに見ているのか。すなわち、300億円のうちどの程度の財源内訳というふうに、過疎債などの充当、国の支援があるのか、この点をひとつお知らせいただきたいと思ひます。

2点ほどお尋ねをしておきたい項目に、一つは文化にかかわりまして市民の大きな期待もありました文化センターの大ホール、これの建設がこの計画の中に入っておりまして、最後の年度、19年度に実施設計でしょうか、そして21年度で終わらすということに30億7,000万円、こういう予算を組んでいるわけでありませけれども、住民の要望と同時にまたこれにかかわる管理運営など含めると、どのような規模で、どのような運営形態があるのかなどなどの課題があるだけに、こういうふうな可能性についてはどういふふうに進めていこうとされているのかお尋ねしたいわけでありませ。

それから、まちづくりにかかわりまして大学との関連でありませ。教育の振興から始まりまして、大学の問題が非常に位置づけられておりませ。本市の将来のまちづくりに不可欠な存在など、さらには大学を中心としたまちづくり、こういう項目がそれぞれ何項目か打ち出されておりまして、これは大学設置から始まりまして、市民の創意工夫とともにまちづくりにかかわっていこうと、こういう願ひでありませから、そういう思ひがこの計画の中にも打ち出されていると、こういうふうに思ひわけでありませ。ただ、それを具体的にどういふふうに進めていくのかというふうな問題については、残念ながら大きな項目で大学を中心としたまちづくりを推進しますと、こういう項目が何項目かはあるのですけれども、そういうのがないわけでありませけれども、それらについてもどういふふうに進進を図って、この過疎から脱却を

していく一翼に位置づけているのか、そういう内容についてこの際お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 過疎債、地域指定に伴いましての国の支援の部分でというお尋ねでございまして、この期間中に過疎から脱却する、または自立をするということにそれぞれ各項目を挙げておりまして、国の方の支援は過疎債、議員御案内のとおりでございませけれども、充当率95の交付税算入率が75%と大変有利な起債でございませ。それで、これまで風連も名寄も過疎債の地域指定を受けておりまして、1年間に過疎債の適用額というのは一定程度道との協議をされておきまして、名寄市におきましては年間約5億円、それと風連町におきましては2億円と、合わせましておおむね7億円の有利な財政支援が得られるということに認識をしておきまして、今回におきましてもおおむね6億8,000万円程度の過疎債というふうなことで予定がされておきませ。

なお、さきの議員協議会の中でも説明をさせていただいておきませ計書の参考資料に、それぞれ備考欄に、すべてが過疎債の適用ということではありませんので、過疎債適用可能事業ということに米印をつけさせていただいておきませ分でございませして、これら適用については道との協議の中で、増減はあると思ひませけれども、おおむね7億円を予定しているところでございませ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 2点目と3点目でありませけれども、文化センター大ホールの関係で規模と運営計画は今後どうなっていくのだろうかということでありませ。旧名寄市におきませ現在の総合計画を策定するに当たりまして、19年度に一定の計画をつくりましよう、ということでありませたけれども、現在まで例えば文化大ホールは何席をつくりましよう、このことが先行して、1席当たり幾らの単価でという計算でございませ

た。今回の総合計画をつくる時にはそういう計算の仕方ではなくて、各市民団体、文化団体、あらゆるところから意見を聞いて、こういう利用方法がある、ああいう利用方法があるということから検討して積み上げていきたいと思います、それを19年度にひとつつくっていきましょうという計画でございました。したがって、規模、あるいはその後の運営計画等についてはまだ決まっていないということでございまして、これからの課題になるのではないかとこのように思っているところでございます。

なお、1席当たり幾らという計算方法につきましては、各地においていろいろな角度から検討されてきておりまして、それだけでは不十分な建設費の算出になるというふうに認識をしているところでございます。

また、大学との関連で、過疎計画の中でも、恐らくこれから議論をする総合計画の中でも、大学とどういう関連を持ったまちづくりをしていくのだろうかということが出てきます。特にソフトの部門におきまして、大学が持っている学科と市民生活とどういふふうにかかわりを持たせるか、福祉の団体は福祉の学科との関連でまちづくりを進めていくということでもありますから、ここに表現を見ますと何度も大学を中心としたまちづくりをするということではなくて、それぞれの場で大学をむしろ地域の側が活用をするまちづくりをしていくと、こういう観点でこれから特にソフトの部門での計画をつくり上げていきたい、こういうふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 過疎から脱却するというので、国の支援の柱の一つとして過疎債と、このことでありまして、ただいまの説明ですと年間約7億円、今年度は6億8,000万円ほど計上していると、こういうふうなことでございます。

先ほど部長から説明ありましたように5年間で168事業、300億円と、こういうふうに説明されたわけでありまして、そうしますと5年間でありますから約35億円と、こういうふうなことで、国のいろいろな施策の中での過疎債がもっと多くに活用が可能かと私は思っておったのですけれども、これで見ますと事業費で見ると約1割強かと、こういうふうな内容でありまして、本当に国が地域の過疎を脱却、そのための自立施策としては甚だ心もとないのではないかとこのように思っています。そういう点でこれらそれぞれの事業選定に当たっての過疎債を適用していく上でいろいろな条件があるというのには理解をしております、以前に私はこの過疎債が大学建設に当たって適用にならないかと、そういう視点から臨むべきだということも申し上げまして、それがいろいろ論議の過程の中から地域総合債というふうな形での展開を図れて、有利な起債の活用が一步できた、こういうような報告もあったわけでありまして、そういう点では必要な施策について強く求めていくという点で、また私もこの米印のものを全部は積算までしていなかったものですから、どの程度の額かなというものもちょっと見ていなかったのですけれども、そういう点では過疎を脱却する、自立していく上での地域からの声というのも大事だということに思うものですから、例えば文化センターの大ホールなんていうのはこの過疎債の該当にはなかなか難しいなど。しかし、これがもしこの地域の、道北地域の活性化にとって非常に大きな役割を果たすのだという視点が合意がとれるならば、場合によってはそういうふうな問題提起もあり得るのではないかと、こういうふうに思うわけでもありますので、そういうスタンスと申しますか、大事だということについては申し上げたいと思えますので、それについての見解があればお答えいただきたいと思えます。

また、大学の問題については、確かに大学を中心としたまちづくりというのはそういう大きなあ

れではなくて、今答弁があったような形でのソフト事業を中心とした形での知恵を、創意を、そして協働した取り組みと、こういうふうなことがどんどん進んでいくと思うわけでありまして。そういう点では、さきの6月の第1回定例議会でも私はこの大学との関係のまちづくりの問題なども問題提起したところであります。今回そういうふうなのを受けながら、第2回定例会ではどういうふうな一歩が踏み出されたかなと、そういう点では私も市長の行政報告を期待もしておったところであります。ただ、残念ながら触れておられませんが、それ以上に取り組んでいるのだと、こういうことかなと思ったりはするものの、やはり今回たまたま稚内での不幸な事件に対しまして当大学の教授のコメントなどが載ると申しますか、こういうふうなことで地域ではこういうような先生もいて、こういうような問題にもかかわっていくことができるのかと、こういうふうな新たな視点での市民の関心もあるやに聞いているわけでありまして。そういう点ではこれら過疎脱却の大きな一つの課題として提起していただくに、この過疎計画の中にはなかなか盛り込み方としては難しいのだなというのは理解もしつつも、そういうふうな大きな課題に具体的な問題などもぜひ盛り込まれることが大事ではないのかと、こういうふうなことを問題提起しておきたいわけでありまして。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 齊藤議員の方からお話のありました部分につきましては、私もまさしく同感でございます。その中でも御案内のように過疎債の適用要件と一定の年度の枠があるわけでございますけれども、今日的に大変厳しい財政状況の中でこれら有利な過疎債と地域要望にこたえる最大限の努力を私どももしていきたいと、このように思っておりますし、支庁を通じ道との協議の中でもしっかりとそれらを受けて、これから対応していきたいと、このように思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 総合計画の関係もございまして、個々の課題、事業等については触れませんが、1点だけ、今回合併によって17年度から21年度、風連、名寄それぞれ整理をしながら、足して、今回議決をして上げるわけなんですけれども、300億円という事業費ですが、全国の自治体が3,000を超える自治体から今は1,800まで少なくなった段階におけることなどを踏まえて、あるいはこれからもまださらに国の立場としてみれば合併を推進をするというスタンスですけれども、若干今触れておりました過疎債を取り巻く国の動きとして、今回21年までに上げる、あと19、20、21と3年ございまして、過疎債を取り巻く情報というか、国の動きについて、今は単年度で7億円ぐらいという旧風連、名寄を含めての実績で来ておりますけれども、それらについては既に担保される状況にあるのかどうか、あるいは単年度ごとにまたさらに全国的な状況によって切り込まれていくような可能性も含めて、情報が私ども非常に乏しいわけでありまして、執行者としてその辺についてどのように見きわめておられるのかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 実は、きのうでしょうか、総務省が地方債の計画、19年度の概算要求に関連しまして地方債計画を発表いたしました。その中で過疎債の欄は、全体がそうなのでありますけれども、抑えぎみの計画になっております。これは、御存じのとおり自治体の財政の健全化を図るという点で実質公債比率というものが今年度から新しく取り入れられるということも含めまして、さらに起債は許可制と協議制とに両方に分かれていくという関係になります。そういうことも踏まえまして、過疎債の伸びというのはそんなに多くはない、むしろ抑制ぎみになるのではないかと、このように思っているところでありまして、そ

のような見通しの中で何とか今総務部長から話がありました7億円のめどをきちっと確保できるような努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 全体的には非常に抑制傾向で厳しいという印象は私もマスコミ報道でも接していますけれども、ぜひ旧名寄、風連含めて、住民の選択で英断をもって合併をしたという経過もございまして、十分道やら国との対応についてはその辺を意識をされて、従前実績の確保に向けてさらに努力を求めて、終わりたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） この過疎計画が17年から21年までの5年間だという、そういう計画からこういう言葉じりになっているのかなという気もするのですが、先ほどから斉藤議員もお話ありましたようにこの名寄市の将来の活性化といいますか、まちづくりは大学を中心としたまちづくりを進めていくという、そういう言葉が使われているわけでございまして、それらを考えたときに市立名寄短期大学という言葉がまだ使われている状況にありまして、私はその市立名寄短期大学をなぜここでまた使わなければならないのかという。17年からの計画ですから、そういうことになるのかなというようにも思うわけですが、18年度、今これから過疎計画を作成して、つくっていくことを考えたときに、大学教育のところでは1番目として市立名寄短期大学の4年制化を進めますというような言葉が入っている。あるいはまた、その計画の中で市立名寄短期大学4大化校舎整備事業というようなのが具体的な項目の中に入っているということは、ちょっと矛盾するのではないかというように考えますので、そこら辺の見解について、単純な間違いであればいいのですが、そこら辺を聞いておきたいというように思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、計画の期間は両市町の継続性ということで17年度からの5カ年ということになっておりまして、これも措置法の中では10年の時限立法でありまして、後期の5年ということでもありますから、17年から5年ということでのそれらの整合性をとったということでありまして、市立大学の部分での記載の中では事業内容と年度区分の中で17年度事業ということでの位置づけなものですから、そのような形で整理をさせていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） 言っていることはわかるのですが、既に大学もこの4月には4大化になって、名寄大学としてスタートしているわけですし、確かに17年から21年までの5カ年計画とはいいいながらも、今、議会にかけて決定していくというこの過疎計画ですから、それはやはり短大という言葉ではなくして名寄大学という言葉に置きかえていっても、置きかえていった方が理解しやすいのではないかというように思うのですが、私はそう思うのですが、そこら辺決してこだわるものではございませんけれども、継続的な事業がそれが続いている関係があつてこうなっているのかなというようにも思いますけれども、改めてもう一回。

○議長（田中之繁議員） 中尾市立大学事務局長。

○市立大学事務局長（中尾裕二君） 議員の御指摘の趣旨は十分理解しておりますけれども、名寄市立大学の名称は18年4月1日から正式に使わせていただいているということで、本計画が今お諮りいただいている部分については遡及をした説明をさせていただいているということで、この当時、17年度は市立名寄短期大学というのが正式名称ということでぜひ御理解をいただきたいと思

います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ちょっと補足をさせていただきますけれども、小野寺議員指摘のように確かに名称では違和感を覚えるというふうに思います。53ページのところでは名寄市立大学の充実ということで改めて問題提起をしまして、今中尾局長、石王部長から話があったとおり、本来なら17年度にこれはやらなければならない見直しなのでございます。しかし、道庁との事前すり合わせで、合併があるから、17年度に名寄市、風連町ともに見直ししてもやはりまた18年度にやらなければならないということになりますので、17年度の分は現行のお互いの計画をもってやりましょうと。そして、18年に入ってから17年度にさかのぼったような形で、ちょっとこの辺が難しいところなのでありますけれども、今ありました遡及性を適用させていただいてやっているということでもありますから、あえて53ページには名寄大学の方の振興という点で書かせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第13 議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 市道路線の廃止について及び議案第13号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第12号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、名寄地区の整理番号6030番、路線名、19線及び風連地区の整理番号1002番、路線名、東3号線について道路改良工事を補助事業で施行するに当たり、工事区間が同一路線名でなければならず、路線の区域及び延長を変更するため一たん廃止しようとするものであります。

また、西町団地公営住宅内の路線である風連地区の整理番号3246番、路線名、西町2丁目仲線につきましては、平成15年度から実施している同住宅の建てかえ事業におきまして狭隘な同路線を整理し、新たに路線を設ける計画があることから、同路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第13号 市道の認定について申し上げます。議案第12号により廃止する名寄地区の整理番号6030番、路線名、19線は、区域の変更により335.5メートルの延長となり、風連地区の整理番号1002番、路線名東3号線は区域の変更により335.5メートルの短縮となることから、認定し直しをするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第12号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(田中之繁議員) 日程第14 議案第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

平成15年9月の地方自治法の改正により創設されました指定管理者制度に基づき、名寄市日進地区に開設されます道立公園サンピラーパーク内の本市の施設であるサンピラーパーク森の休暇村の管理を法人その他の団体に代行させるため、その候補者の選定を名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会にて進めてまいりました。本施設は、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条による公募による施設であり、本件は選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

武田利昭議員。

○32番(武田利昭議員) どうも指定管理制度をどうのような公募の仕方をしたか、あるいはまた単に他の業者と入札したのか、集めたのか、その公募の仕方というか、これもちょっと私わからないわけ。そうしたことと、管理者との協定書というのは恐らくあるだろうと思うのだけれども、そこら辺についてひとつ概要で簡単でいいのですが、ちょっとそこら辺についての御説明願いたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長(石王和行君) 私の方からは、公募のあり方についてお答えをさせていただきますけれども、それぞれ指定管理をする施設がございますけれども、公募する施設、公募しない、すべきでないというか、適さない施設と、このようにありますけれども、今回は公募をしていく施設ということで広く市民に公募をした結果、2社が公募に応じてきたという結果でございます。

○議長(田中之繁議員) 松尾建設水道部長。

○建設水道部長(松尾 薫君) 協定書の関係でございますけれども、市の方がお示しをさせていただくその仕様の内容に基づいて、これから協定書を結ぶということでございます。

○議長(田中之繁議員) 武田議員。

○32番(武田利昭議員) 指定管理者制度を設けたそもそもの行政の基本的な考え方は、やはり民間に委託した方が経費も安く済むだろう、このことが一つのねらいただと、私はそういうぐあいに考える。それと、もう一つは、やっぱり行政でやるよりは市民で管理運営した方がサービスも行き届くし、したがって来る人たちも喜ぶと。使うなら料金も安く設定できる、そういうような考え方がこの指定管理者制度の中に基本的に盛られているか、盛られていないか、ここら辺についてちょっとお伺いしたいのですが。

○議長(田中之繁議員) 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） すべて地方自治法の改正に伴って、今回管理委託から指定管理者というふうな法の改正に基づいて実施をしております、それらについては旧名寄市の議会の方にも報告をさせていただく中で民間開放といいたまいますか、これまでは公共的団体等に限定されていたものを広く民間なり、NPOなりに広げていく、サービスの低下を招かない形での民間の力をかりていくと、その法に基づいた制度として今回指定管理者制度の実施をしているところでございます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第15 議案第15号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市国民健康保険特別会計の直診勘定にかかわる専決処分でありまして、

歳入歳出それぞれに172万3,000円を追加し、予算総額を1億1,504万円にしようとするものであります。

今回の補正は、平成17年度同会計の直診勘定におきまして旧風連町で打ち切り決算であったこと、さらに収入の伸びがあったことから、一般会計との繰入金及び繰入金による調整ができず172万3,156円の黒字決算となりましたので、平成17年度決算剰余金を処理するため繰越金の科目を新設し、歳出の医業費で同額補正して調整いたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は承認することに決定いたしました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたり臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに2億7,021万6,000円を追加して、予算総額を186億7,543万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費では、総合計画策定・推進事業費621万2,000円の追加は、計画策定に伴う印刷製本費及び将来人口推計委託料等に要する経費を計上するものであります。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金2,649万8,000円の追加は、普通交付税の国保会計財政安定化支援事業分が確定したことに伴い、繰り出しルールに基づき調整を図るものであります。さらに、精神障害者福祉一般行政経費600万円の追加は、本年10月から障害者の方々が通い、活動できる場所を各市町村に最低1カ所設置することになり、地域活動支援センター事業委託料の半年分の経費を計上するものであります。

4款衛生費では、感染症対策事業費266万円の追加は、本年6月の予防接種法の改正に伴い、小学校就学前の5歳以上7歳未満の幼児が麻疹、風疹混合ワクチンの2回接種の対象になったことによるものであります。

6款農林業費では、農業振興一般行政経費105万5,000円の追加は、農業・農村振興計画の策定に要する経費を計上するものであります。

8款土木費では、北7丁目道路改良交付金事業1,000万円の追加は、並木のすべてを伐採することから、事業期間を1年短縮して早期に並木の復元を図るべく取り組むものであります。さらに、

住宅費の栄町55団地地下埋設ガス管取りかえ工事392万7,000円の追加は、同団地5棟のうち4棟に鋼管を使用しているため、2棟分の取りかえを行うものであり、残り2棟につきましても翌年度早々に実施したいと考えております。

10款教育費では、学校施設耐震化優先度調査事業480万円の追加は、昭和56年の建築基準法の改正に伴う新耐震基準に基づき、小中学校10校の調査を行うものであります。また、大学費の国民健康保険支払準備金基金積立金1億円の追加は、前年度に大学備品整備に2億円の年度を超えた繰りかえ運用を行いました。国保特別会計の安定的な運営を図るため、予定を繰り上げて積み戻しを行うものであります。さらに、児童会館整備事業費及び給食センター整備事業費は、実施設計に基づく施設及び備品購入等に要する経費をそれぞれ5,900万円、6,268万3,000円計上するものであり、財源には2事業で合併特例債を1億350万円見込みました。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、一般財源で普通交付税の確定に伴い、地方譲与税999万4,000円及び利子割交付金390万円減額し、地方特例交付金を931万4,000円、臨時財政対策債を1億6,550万円、減税補填債を510万円それぞれ追加し、不足する財源は前年度繰越金699万9,000円及び地方交付税8,112万3,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

また、農家負担の軽減を図る持続的農業・農村づくり促進特別対策事業、いわゆるニューパワーアップ事業が平成22年度まで継続されることになり、関連する分担金、負担金、道補助金、市債及び諸収入で3,340万円の減額調整を行い、前年度繰越明許事業を含めた本年度事業に対する市負担額はおおむね7,550万円になるものと見込んでおります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、路線価

評価業務委託料・H17ほか1件を変更しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、農道整備特別対策事業（大沢線）ほか6件を変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けまして追加説明をさせていただきます。

議案第16号の9ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算から財務会計システムを導入して補正予算書を作成いたしましたので、各節の欄には補正額を表示しております。旧名寄市の場合には補正後の額を表示しておりましたが、今回の補正予算書から変更となりましたので、御理解いただきたいと思います。

それでは、歳出から説明させていただきます。17ページをお開きください。2款総務費、一般管理費で合併に伴う市章等変更事業300万円の追加は、合併期日が3月27日であったこと、屋外施設であったこと等により市章、公共施設の名称等の変更が実施できなかった分につきまして今回の補正で対応するものであります。主なものは、風連庁舎市章で125万円、風連庁舎前の役所名の書きかえ25万円、風連地区におきます市章等看板の書きかえ50カ所以上でございます。

また、人事管理費では175万円の追加は、旧風連町元教育委員長にかかわる遺族補償年金を計上するものであります。町村の場合は、北海道市町村総合事務組合に加入していたため、町からの直接支払いはありませんでしたが、市は未加入のため予算計上が必要になりました。

23ページをお開きいただきたいと思います。4款衛生費、保健活動推進費の保健師活動事業費の備品購入費から負担金補助及び交付金への組みかえは、保健指導車分が北海道保健センター連絡協議会を通じて納車されることに伴うものであります。

25ページ、5款労働費、労政一般行政経費の60万7,000円の追加は、上川北部人材開発センターで開催されておりますOAビジネス科若年者支援コースの研修生5名が市役所で8月から2カ月間職場実習に励んでおり、研修終了後1カ月間、市の臨時職員として雇用する経費を計上するものであります。なお、諸収入におきまして人材開発センター若年者職業訓練受託料として40万円が交付されております。

27ページをお開きください。6款農林業費、農業振興センター費188万6,000円の追加は、試験圃暗渠等工事、オートクレーブ、土壌改良剤等の購入費を計上するものであります。

また、農地整備費の道営農道整備特別対策事業（大沢線）250万円の追加は、同事業が最終年次に当たり、事業規模が500万円増加したことにより、その2分の1を計上するものであります。

29ページをお開きください。林業振興費の風連町森林組合出資金120万円の追加は、同組合から平成17年度配当金が120万50円ありましたので、1,200口の増資を行うものであります。

7款商工費の全国合併市町村夢フェスタ2006実行委員会負担金100万円の追加は、10月13日から15日までの3日間、新しいまちの新戦力をテーマに東京都で開催される同フェスタに参加する経費を計上するものであります。

さらに、観光費の観光振興一般行政経費149万5,000円の追加は、名寄駅前広告塔の通信システムが携帯電話から有線に切りかえが必要となり、システム委託料及びケーブル埋設工事に要する経費を計上するものであります。

31ページをお開きください。8款土木費、公園費の公園等管理運営委託料486万3,000円の追加は、サンピラーパーク森の休暇村にかかわる10月から6カ月間の指定管理料を計上するものであります。

10款教育費、事務局費の教員住宅整備事業費1,441万9,000円の追加は、公共下水道管渠整備の都合で未実施の徳田教員住宅13戸の水化工事に取り組むものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。9ページをお開きください。11款地方交付税につきましても、普通交付税が7月25日、70億5,212万3,000円で決定いたしましたので、全額増額し、特別交付税は合併支援分がそのまま総額の伸びにつながらないこと、全国的に大雨災害が多発していること等マイナス要因が多いことから、5,000万円を減額して計上いたしました。普通交付税は、前年度交付実績と比べますと1億6,995万円増の2.5%の伸びになりました。伸びの要因は、合併支援分が5,100万円、名寄短大の4大化に伴う算入単価の増、児童手当等の補助金削減にかかわる社会福祉費の増、行政改革インセンティブ算定によるものと考えております。

なお、普通交付税の確定に伴いまして、関連する2款地方譲与税から10款地方特例交付金までをそれぞれ増減させました。なお、地方特例交付金の児童手当特例交付金は、対象年齢拡大に対する財源として新設されました。

15ページをお開きください。減税補填債を510万円、臨時財政対策債を1億6,550万円増額して計上いたしました。平成18年度から5年間継続が決定しましたニューパワーアップ事業につきましても、歳出予算は変更がありませんでしたが、関連する歳入が3,340万円の減額補正となりました。内訳につきましても、13款の分担金及び負担金、地域水田農業支援緊急整備事業分担金でマイナスの1,000万円、16款道支出金、経営体育成促進事業補助金、マイナスの4,997

万4,000円、21款諸収入、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業交付金でプラスの5,497万4,000円、22款の市債で経営体育成基盤整備事業債でマイナスの2,840万円、差し引き合計で3,340万円の減額となったところでございます。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田久議員） 基本的には教育長さんの方から御答弁をいただきたいと思うのですが、まず第1点目に学校給食法という、これはもう教育長さんですからほとんど暗記されていると思うのですが、ここではやっぱり学校給食で児童だとか生徒の心身の健全な発育に期するためにいわゆる学校給食を、そして学校設置法施行令ということで法律が軒並みあって、これはもう十分承知をしていますから、そこでひとつ考え方を私の方でお話ししますので、もし間違っていたりしたら一つは御指導いただきたいと思うのですが、この学校給食法という法律自体はどういうことかということ、健全な子供を育成するためにそういう法律のもとではわかりやすく言うと給食センターを建てますよ、そうすると市で半分持って、国も幾らか補助金を出してという格好でやっているわけです。そして、なおかつその中身を見ますと実際は建物の分、そしてまたこれから運営を實際していくということになったら、給食費の中にはあくまでも労賃だとか修繕費だとか、そういうものは一切とらないのだと。今回質問させてもらうのは、今回の議案で給食センターを整備するというので、まずこの法律のことからお互いに認識を深めたいというのが一つの考えです。流れからいくと、すべて子供からお金をもらう、お父さん、お母さん、保護者ですけれども、それからもらうというのは、学校給食法だとかそうい

う規則や何かでうたっておりますように実質的なもの、主食の分だとか副食の分だとか、一部は少しの経費をもらいますよということが基本だと。あくまでも余分なものはもらわないと。たまたま違う町村や何かもいろいろ私もこのことで勉強させてもらいましたけれども、基本的には主食、ここでいう牛乳代、副食、一部ちょっとした管理費はお母さんからもらいますと。そうすると、市としては200円から300円の給食費を保護者にもらうわけですから、その分燃料代だとか電気代だとかいろいろなものがありますけれども、それは交付税の算入の基礎になるわけです。国もぜひそうやってやって、健康な子供をつくるためにやるためには国も援護して、実質もらうところというのは実費経費、大根、ニンジン、お米等々のものだけだという私は理解をしています。

その中で、たまたま私どもの会派もこのことについて勉強しまして、ことしの8月11日に給食センターの勉強会をして、教育委員会の方からもいろいろ御指導賜りました。その中で、たまたま平成18年度の名寄市学校給食定期総会議案ということで、これは議決をされたわけです。そのものを見せていただいたのですけれども、一番私が驚いたのはこの中で会則があるわけです。当然事務局長さんだとかそういう方は、給食センターの所長さんというのは市の職員が教育委員会に出向され、そしてそこでまた命令を受けてその事務に当たっていると、そういうことですから、決してこの名寄市学校給食会だけの話でなくて、そこに職員が参画をしている、当然このことについては教育長さんも十分に知っていることだろうと。それで、私は非常に常日ごろから規則だとか条例というのは市民が一堂に会して平等であるため、そのため規則を守りなさいと言っているところにこの規則の第14条、会計の経理はどうしているのかということでこの規約を見ますと、本会計の経理に関する取り扱いについては名寄市財務規則を準用すると、こういうぐあいに書いているわ

けですけれども、私もいろいろ勉強してみたのですが、名寄市財務規則というのはないように私は思われています。非常に幽霊の規則を使っているというのが過去何年来こういうもので印刷されていて、そして一般の方にも知らせていない。会計規則を準用する。単なる私は間違いだと思います。それにしてもこういうものがきちんと整っていないで、会則で事務局員を送っているということについて私は非常に不信感を抱きます。

それで、この決算書の中を見ました。見ますと、言わせてみれば原材料に本当にかかったというのは1億644万8,075円という決算です。ところが、実際食材費という俗に言う親御さんから負担していただかなければならぬのが1億377万392円ということで、実際的には267万7,683円というのが平たい言葉で言ったらもうかっている。お母さんからたくさんもらって、そして経費を落としたらもうかったという一つの論理になるかもしれません。では、さっきの学校給食法からいったら、その方法については非常に問題ではないのかと。多少の増減はあったとしても、そしてこれをずっと決算を最終的にやっていきますと、今現在では引当金というのですか、俗に言うバランスで余ったものが2,682万1,450円、平たく言えばお母さんからこれだけ余分にもらっていたということになるわけです。これが間違っていれば別なのですけれども、もう一方18年度の予算書を見てみますと、18年度の会計予算もこれは皆さんお持ちですから、多分教育委員会持っていると思いますから、こっちからべらべら言いますけれども、少なくとも四百数十万円のこの4年間で未収金を持っている。私もこんな未収金あってはお尋ねしますと、この名寄市学校給食センターのマニュアルというのですか、それが出ています。そのところ多分お持ちですから、皆さんにわかるために私は読み上げますけれども、未納者の対応について、給食費の調定額に対して未収額が確定するのは4月末で締め、6月初旬に給

食センターより各小中学校の未納リストを依頼し、そのリストをもとに学校と打ち合わせをして、原則在学学生に対しては学校で未納督促を行う、卒業生については給食センター云々と、こういうことです。これは、一般の企業の人がこれ見たら、大笑いするのです。毎日何十個も出した。そして、月になったらこれだけのトータル出した。それは、だれに食べさせたかというのは全部調定するときにわかっているわけです。ですから、これの論理でいきますと、そのことは4月の新年度から始まって、ずっとって次の4月に未納者のリストを調べ出すと。そして、2カ月後にやると。もちろん卒業生もいるでしょうし、そういう形になってきますから、なかなかお金がもらえていない。

特にこの会計の予算見て非常に驚いたのは、未収金が四百何十万円あるのです。本年度の計画は、これの約25%の収入しか見込んでいない。私もこういうことが説明されるので、いろいろ勉強させてもらいましたが、もしそういうぐあいに本当に生活が困って、この400万円の人は本当に苦労しているのだと、だめなのだと、払うことができない、突然交通事故もあった、いろんな親のことで払えないというのであれば、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金というのは教育庁、教育庁というのはずっと向こうの教育庁ですけども、そこにいわゆる就学援助補助金等があって、そういう困った子については国が2分の1、市町村が2分の1ということであれば、これは16年度の予算ですけども、65億円ぐらい国は持っている。こういうこともされたのかされないのか。本当にこの未収金や何かは、そしてこの最終的に家1軒以上建つような2,682万1,456円という、こういう大きな金額がきちんと管理されているのか。言わせてみれば、この規則が名寄市の会計規則に準用するというですから、多分これを準用したとしたら、収入役さんでない今助役さんの方がそういうものを管理するわけです。教育長さんしているのか、これはわからないので

すけれども、この辺のものがきちんとなっているのか。

もう一つ私は質問の最後につけ加えたいのは、これはこのような少なくとも2,600万円と、未収金も入ってこない、そのままだと、こういう環境を職員に教育長さんは向けているわけです。そして、その人がもし苦しんで、事故でもあるときにやったら、かわいそうな人が亡くなったぐらいの話に終わるようになっては困る。こういう環境をつくっておくと、非常に大きな問題を後に残してくる。もうこのごろテレビでは各市だとか県だとかでいろんな事故があります。言わせてみれば、そういう事故を未然に防がなければならないような、こういう実態のときにどうあるべきか。そして、このことが事実であったとしたら、あなた自身自分にどういう責務を負うのかお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中之繁議員） これは、補正予算についての質疑でありますので、そこら辺きちんと、答弁もきちんとやっていただきたいと思います。これは、補正予算の質疑でありますので。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今宮田議員から御質問ございました。補正予算への質疑ということでございますので、どの程度までお答えすればいいか私もちょっとよくわからない部分ございますが、もし長ければ議長の方から御指摘いただければと思います。

今御指摘のとおり、給食費の考え方についてはお話のとおりであります。学校給食法の第6条の規定に基づいて給食費は徴収されていると。その中には光熱費とか今お話のあった原材料費などはこれは保護者が負担すると、こういうふうに定められておまして、管理運営に係るものは負担しなくていいことになっております。名寄市の給食会の場合は、御案内のとおり1食当たり2円程度の維持管理費を徴収していた実績がございます。

これは、例えば給食会の研修に充てる費用とか、こういうものに充ててきた経緯があるわけであり、そのことをひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、今御指摘のありました次年度の事業引当金と、こういうふうには旧名寄市給食会では呼んでおります。次年度の4月、5月の運転資金として、これらのお金を用意されている。4月、5月の原材料を購入するためにはそれなりの金額が必要だということから、こういう金額が残されてきている。そしてまた、次年度にこれを引き継いでいくということと、もう一つはこういう多額になることは想定されていなかったわけでございまして、近年の非常に物価が低く抑えられてきた、こういう中であわせて学校給食センターの自助努力といたしましうか、こういう中で経費が非常に節減されてきたことから、少しずつふえてきたことも事実でございます。この取り扱いについては、旧名寄市の問題でございますので、名寄市給食会で十分議論をしていただいているところであります。

それから、未納金問題につきましても今御指摘のとおり四百数十万円の未納金がございます。これも学校は学校で随分努力をされ、それから給食センターの職員も力を合わせて努力をしながら、徴収に努めている中から累積すればこれだけの未納金が出たということでございまして、ケース・バイ・ケースということもございまして、本当に大変で納められない、こういうケースもあるわけでございまして、学校としては大分苦慮している部分もあるわけでありまして。ただ、減免措置については例はないということで、これについては今まで名寄給食会でも議論はされてきておりますが、減免措置はしないということで、例えば保護家庭などの場合は別枠で給食費というのはたしか出るというふうに私は伺っております。したがって、給食費が別枠で子供のために出るわけですから、それをきちっと給食費に回していただければ

支払いが可能だという、そういうスタンスからであります。いろいろ御議論あるかと思えますが、そういうスタンスから減免措置はとらないという方向でずっとまいりました。この未納金の取り扱いにつきましては、例えば石狩市は訴訟に踏み切っております。それから、根室市は民事裁判にかけるということで踏み切りをいたしました。このことも名寄市給食会ではまだ全くそのことは考えておりません。話題にはなりました。しかし、子供の教育的な見地から見ると、それが本当にいいかどうかという、そういう問題から訴訟に踏み切ることはまだ方向性は全く出ておりません。しかし、このことも将来的には検討していかねばならない問題かなと、こんなふうを考えております。次年度事業引当金については、再度また名寄給食会の方でよく議論をして、このお金の取り扱いについて考えていただきたいと。

それから、もう一つは、未納金も含めてなので、担当者の心理的な負担というのでしょうか、こういうことのお話だったかなと思うのでありますが、こういうのを抱えながら、御苦労されているのではないかと、そういうことではございませんでしたでしょうか。担当者などの負担も大きいのではないかというようなお話ではないかと思えますが、これにつきましてはきちっとした管理と、それから正規の手続をとっていく中でそういう特別な、あるいは特殊な負担はかからないようにこれまでも心がけてまいりましたし、これからも心がけてまいりたいと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうするのかという質問をさせてもらったのですけれども、結局今保護者、特に奥さんなんていうのは卵一つ何円安ければ100メートルも200メートルも先のスーパーまで行く時代に、少なくとも今まで少しずつ残ったといっても全体の1年間の収入を見込むと1億円ちょっとなのです。そこへ2,500万円の運

転資金が要るのかと。これは、よその町村にも私も聞きました。そうすると、三百何十円なら何十円で設定をしてずっとやっている、これは風連もそうです。ずっとやっている、1月ぐらいになったら特別燃料だとかと大きく上がるわけでない、食材ですから、そんなに変わらないから、そこで少し余るな、そしたら3月に何かちょっとグレードの高いものをやろうか……

○議長（田中之繁議員） 宮田議員、補正についての質疑ですので、それについてお願いします。

○1番（宮田 久議員） 答弁いただいているのは、今後のこういう補正を組んでやる際には、基本的な考え方がどうなのかということをお聞きしているわけです。あくまでもこれから大きな予算を執行するので、それに先ほど話しているように運転資金25%あるということは、このままこれが継続して、またどんどんふやしていく考えなのか。これは、どこかで整理をしなければならぬ。整理をするといったら、以前にたくさんもらったお子さんがいるわけです。そういうお子さんに返さなくていいのか悪いのか、そういうものがきちんと整理した格好で今回の事業に取り組むというのであればいいのですけれども、それがなされていない。

それと、もう一つ、今少し私もこれには参りましたのは、これは学校給食は名寄市の問題だというのですけれども、あくまでも私はこの18年度の予算を見ているから、そういうことになると当然名寄市の問題だから、それは関係ないよということにはならぬと思います。ですから、こういう言わせてみれば新しい施設ができる、しかしそのファンデーション、基礎になるこういう組織だとか、こういうことについてきちんと精査をするかしないかということをお聞きします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 統合に当たっては、名寄市学校給食会でもこのことについて十分議論がなされております。ただ、合併がといてしま

うか、統合が最終的に風連、名寄両給食会で決定した後ということ、お話を今しませんでしたが、ただ、中では十分議論されておりました。例えば次年度の引当金などについてもおおむね半分程度はそれぞれ学校の配せん台とか牛乳保管冷蔵庫だとか、それから給食にかかわるそういう衣類などに充てるなどというようなことが話し合われているようであります。そして、残り半分程度については、やはり次年度の引当金としてどうしても必要な部分があるという、そういう名寄の給食会の考えであります。これは、いずれ風連の給食会とともに話し合っ、それをどうするかをまたお話し合いいただくと、こんなことになろうかなと思います。

統合に当たってやはり学校給食会として今話し合いをして、しっかり定めていただくこととしては、一つはやはり給食費の調整でございます。このことをしっかりと話し合っ、いただきたい。それから、もう一つは、やはり子供にとって一番大切な献立のあり方です。給食の中身そのものであります。もちろんアレルギー食なども含めて、こういうことについてもしっかりと話し合っ、いただきたい。現在給食部会と献立部会に分かれて、それぞれの理事の方がそのことについて鋭意協議を進めているところであります。そのほかに今お話し申し上げた問題などは、やはり学校給食会の中で解決を図るべき問題だと、こんなふうにお考えしております。もちろん行政として、統合に当たっての課題は幾つかあるわけですが、これは行政としてまた改めてしっかりと議論してまいりたいと、こう考えております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） どうも食い違ってしまうのですけれども、これが最後ですから、これは答弁はいいです。ですけれども、一般常識でお父さんやお母さんの考える新しい器ができたとしても、こういうような仕組みで今までやっているということについては、名寄市民の方から私のと

ころへ何度かこの話で来ていました。本当に払っている人がとんとんであるべき2,600万円という金が残っていて、今教育長さんはその金を何か器具や機材を買うのだというような話をしていますけれども、それは以前余分に払った人に断らなければならない。例えばもう一回お話ししますけれども、よその町村では1月、2月に見込みをつけると、2月、3月で料金を下げているという例もあります。また、ほんの少しぐらいのことだったら、少しグレードのアップした料理を出すということもあるようです。

私は、最後に申し上げたいのは、ぜひこういう環境下で職員を使わないようにしてほしい。ぜひもうちょっときちんとした形で、条例だとか法律だとかにあって、まさか1年の売上げの25%を運転資金にしますよなんていう話では私は通らないと思いますので、ぜひ職員が働く環境のためにもきちんと精査をお願いしたい。特別答弁は要りません。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、何点か御質問をさせていただきたいと思います。

まず、7款1項1目、29ページの商工振興費に計上されております全国合併市町村夢フェスタ2006実行委員会負担金の関係でありますけれども、これは説明の中でもありましたように10月13日から15日、東京都で開催されるというのは理解します。それについて主催者ですとか、あるいは内容及び全道の合併市町村のうちの参加状況、これは今年度はまだ無理としても前年度の状況わかつていますので、それをまずお知らせをいただきたいのと、10款6項10目、35ページになると思いますけれども、風連社会教育施設費の児童会館整備事業費の5,900万円の関係でありますけれども、これも市長の提案理由の説明にありましたとおり、設計をやってみて、新たに出てきたというわけでありますけれども、この部分については風連の児童会館がよくなるという

部分については何も否定するものでもありませんし、逆に歓迎すべきものだと思いますけれども、ただやっぱり18年度当初にここでは120万円の設計費を加えて、3,281万円の予算を計上して実施しております。私の認識が違えばあれですけれども、補正予算というのはやはり緊急性とか、やってみて不足部分ですとか、そういうことが出てきて初めて補正が起きると思うのですけれども、本予算を超える5,900万円の計上ということでありますので、何が緊急課題でこの計上をしなければならなかったのかというのをお教えをいただきたいと思います。

同じく給食センター費の給食センター整備事業費6,200万円にかかわってでありますけれども、給食センターの合併については合併協議会でもその方向性は出ておりますし、当然そういう状況になると思いますけれども、教育委員会として地元合意ですとか説明責任というのはしっかり果たしているというふうにお考えなのか、その3点についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 夢フェスタについてお尋ねをいただきました。御案内のとおり、この事業につきましては昨年から実施されておまして、ことしで2カ年目になるということでございまして、新しいまちの新戦力、全国合併市町村夢フェスタ、ことしは2006ということの名前でございまして、この主催につきましては、総務省あるいは全国地方新聞社連合会、共催といたしまして財団法人の地域創造ほかでございまして。もう一点お尋ねいただきましたが、ちなみに昨年度の参加市町村につきましては石狩市と釧路市ということでございまして。今年につきましては、今道の方に聞かせていただいているのですが、名寄市のほか遠軽町、それと北見枝幸町の3市町で今年は参加するというでございまして。

このことにつきましては、先ほど総務部長の方からもお話ありましたように、10月13日から

15日までの3日間でございます。日比谷公会堂を会場といたしまして、市町村のPR、あるいは市町村の郷土芸能、伝統芸能、それから触れ合い、お祭り等のイベントということで、三つの中で御希望のコーナーに御参加をいただくということでお誘いをいただいているところでございます。私どもの分といたしましては、お尋ねにはなかったのですが、モチ米作付日本一ということにもなりましたし、さらにはアスパラガスにつきましては作付面積が北海道一ということで、二つの日本一あるいは北海道一になったものですから、ぜひ私どもの名寄市の存在感を皆さん方に広く知っていただきたいというような熱い思いを持って参加させていただきたいということで100万円の予算を計上させていただいたところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まず、児童会館の補正のなぜこういうふうになつたのかというような質問でございますけれども、当初予算では確かに佐藤議員のおっしゃるとおり3,000万円ちょっとの予算を計上しておりました。これは、児童会館の外壁改修、それからボイラーの更新、それに伴う設計委託料というような予算を計上しておりましたけれども、その後の調査で児童会館がかなり損傷が進んでいるということが判明いたしました。それとともに児童会館内にあります図書室なのですけれども、これを図書館法による図書館の分館という位置づけにするということに決まりまして、図書室を改造して機能の向上を図って、市民に利用しやすいような図書館にするということで改修をすることにしたのですけれども、建物としては一体でございます。児童会館については、単なる補修ということであるならば有利な起債を使えないのですけれども、図書館の機能向上、利便性の向上ということで、その工事に合わせて児童会館の部分も一体的に改修することによって合

併特例債を使えるのではないかと、有利な起債を使えるのではないかとということで、今回工事をするので今後10年間補修する必要がないのではないかとというようなことで今回補正予算を計上いたしまして、子供たちに快適な空間をつくっていききたいと、そういうような思いで補正で計上しております。

それから、給食センターに関しての地元合意、説明責任の問題でございますけれども、確かに以前から議員からそこら辺の部分では足りないのではないかと御指摘を受けております。私どもも6月議会終わりました、その後精力的に学校給食会さんにもお話しいたしまして、学校給食会理事会を中心に今精力的に協議を進めていただいております。その後の協議では、7月に入りまして学校運営委員会とか学校給食会の理事会を開催いたしております、その中で特に学校給食会の方では部会をつくりまして、課題を出し合って明確に協議しましょうということで、給食部会と献立部会というような部会を設定していただきました。給食部会については7月25日と8月22日、それから献立部会については8月17日にそれぞれ部会を開催していただきまして、課題等について非常に熱心に協議していただいております、聞くところによりますと大体給食の単価などについても合意を得ているというふう聞いております。極めて順調に諸課題については協議が進んでいるのではないかとこのように考えております。説明責任ということで、なるだけその学校給食理事会などで決まったことについては、これから給食会の便りなどで周知をしていきたいと思うのですけれども、最終的には総会で決まるということで、中間報告というような形でできるだけ保護者の方に今何を協議しているかというようなことをわかりやすく説明していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番(佐藤 靖議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思いませんけれども、まず夢フェスタ2006の関係でありますけれども、昨年からスタートして、ことしで2回目ということであります。昨年は名寄にも呼びかけがあったはずであります。それを断ったということもあると思います。それは、去年の夢フェスタ2005の要綱を見ますと、全国の合併市町村、予定を含むというところに呼びかけてやると、しかも夢と活力にあふれた合併市町村をアピールするというので、ある意味ではアピール行事の部分だと思えますけれども、その中でことしも今のところは3市町しか参加しないと。全国の合併市町村がそれぞれ奮って参加をして効果のあるイベントという認識がそれほど広がってはいないのではないかという認識を持っております。

それと、今名寄市は、午前中の審議の中でもありましたけれども、厳しい財政事情というところがあって、事務事業の見直しですとか、これから当然ながら補助金、交付金や何かの関係もだんだん見直していく。どうか市民皆さんで一生懸命に財政の健全化に向かっていこうというこの時期に、私はそれほど効果がないというのは失礼な言い方ですけども、今あえて100万円を出してこれに行く必要性がどうも見出せない。しかも、予算によると負担金でありますので、実行委員会に対する負担金でありますので、当然ながら実行委員会もできて、どういう構成になっているかと思えますけれども、その辺について再答弁をいただきたいと思えます。

もう一つ、風連児童会館のことでありますけれども、当然ながら風連の今の児童会館の状況から見れば、当初からもう既に外壁だけではなくて中や何かもすべて直すような状況にあったのではないかと。それが外壁をやって、外壁とこれをやった設計の中で、あそこも悪い、ここも悪い、図書館もつくらなければいけない、5,900万円の計上というのは、私は当初の見込みが悪かったの

ではないかというふうに思いますけれども、その辺について教育委員会の見解をお聞かせをいただきたいのと、何回も申し上げますけれども、給食センターの今の状況の中では地元合意、説明責任も一定果たしているという認識をお持ちなのか、改めてお聞きしておきたいと思えます。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 100万円の費用をかけて実効があるのかというようなお尋ねでございますが、御案内のとおりこのことにつきましては、私合併になってからのことでございますから、昨年の分の情報についてはちょっと持ち得ていないのですが、6月ぐらいだったと思えますけれども、実は道庁の方からお話をいただきまして、こういう催し物があるので、ぜひ合併されました市町村について奮って御参加をいただきたいということで参加要請をいただいたところでございます。このことにつきまして私どももそういった考え方も一方では持ったのですけれども、実は先ほどもちょっとお話しさせていただきましたとおり、モチ米作付日本一というのをアピールするのに絶好の機会かなというふうにとらまえていただきましたし、あるいはまた先ほど言いましたようにアスパラにつきましては作付北海道一というようなことでございまして、これにかかわる何で日比谷までよというような話になると思えますけれども、ぜひこれからのモチあるいはウルチの米に対する嗜好、あるいは北海道産のクリーン農業を含めてこういった東京の方々にもアピールしていきたいというふうに思っておりますが、ただこれにとどまらないでこちらの方でとれる時期、10月の13、14、15ですから、限られますけれども、そういったこちらの方の地場産品あるいは特産品等も持ち込んで、名寄の存在意義を発揮したいというふうな考え方が強うございます。

あと、もう一つなのでありますけれども、今事務的に進めさせていただいているのですが、杉並区との友好都市にさせていただいておりますものですか

ら、杉並区の方の文化交流課なのですけれども、そちらとも御相談させていただいて、かつて風連の方からうすときねをプレゼントしたことがありました。そんなことで、そちらの方にそういったものが用意されておりますものですから、できればそのうすを持ち出して、それから杉並区からトラック等々もお借りできるというような内諾を得ておりますから、人海の協力も得られるというようなことも聞いておりますから、そんなことでは杉並区と一緒に共同の事業として取り組みたいということがもう一方であります。あわせまして道の方ともお話しさせていただいて、あそこでもちをつこうと、食べていただくというようなことで考えていきたいと思いますが、この後の分の進めにつきましては、お話ありましたように農協あるいは商工会議所、そういったところと実行委員会をつくって御相談をさせていただきますが、ぜひ名寄のPRをしてきたいというふうな強い思いをしているところでございますので、何とか参加していきたいというふうなことで、そして成果を上げていきたいというふうな考え方で予算提案させてもらったものであります。御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま給食センターの統合について説明責任が所在はどうかというような、そんな御質問がございました。御案内のとおり、まずこの統合については合併協議会の中で、平成16年10月の検討小委員会で合併後に両者が統合すると、それから運営組織、職員配置、配送方法、地産地消等については新市において調整すると、こういうことで平成16年11月に了解をいただいた。そして、11月の末から12月にかけて住民説明会でずっと行われてきたという事実はあるのでございますが、その後今お話のとおり中断されていたということでございます。それ以降これについての具体的な市民に対する説明行為はなされてこなかったということでござい

ます。事務サイドといいましょうか、そういう中では継続して統合のときに生じるであろういろんな課題についてはいろいろ議論はずっと進められてきたわけでございますが、市民に対してはその辺のところ为抓手と説明されてきていなかったということがございます。

一つ弁解でございますが、公の動きというのが5月16日以降だったという、教育委員会そのものも5月16日以降だったということもこの説明への行動開始がおくれた一つの要因かなと、こんなふうにも考えております。これは弁解の域を脱しないのかもしれませんが。

その後、早速5月25日、これは風連の給食会、それから5月26日には名寄の給食会の総会に私自身出席させていただきまして、この統合について、総会でございますので、学校関係者から保護者の皆様もお集まりになっている席でございますが、そういう中で統合についてのお話をさせていただいたところでございます。その後は、今部長から説明のあったとおり、7月に入って具体的に課題解決に向けての取り組みがスタートしたと。そして、給食会そのものの話し合いは今順調に進んでおりまして、あらかたの課題についてはもうほとんど見通しが立ってきた状態でございます。できるだけ早くこれらの課題についてまた総会を開催する中で決めていきたいことが一つと、それから途中経過についてもある程度それぞれの給食部会、献立部会の話がまとまれば、給食だよりなどで関係保護者の皆様にもお伝えしながら、また保護者の意見を聞く場面も当然そこであろうかと思っております。そういう便りを読んで、保護者から御意見がそれぞれの学校や給食会に寄せられることを期待しながら、そういう便りでもお知らせしたいと、こう考えております。

それと、今度は角度を変えまして、この説明責任についてももう少し踏み込みながら、例えば名寄給食センターに直接学校の保護者の方有志とか、あるいは皆さんで結構でございます。皆さんでも

いいわけでございますが、来ていただいて、実際に試食してみる、試みに食べてみる、試食してみるとか、あるいは給食センターを視察してみるとか、こういうことなども考えていかなければなりませんし、また場合によっては合同の理事会などを開催する折に公開すると。公開する中で、そういう不安とか何かお持ちの方はどうぞおいでいただいて、そこをごらんいただくと、そんなことも考えていかなければならないのかなと、こういうふうを考えて、できるだけ多くの機会を利用しながら、またこれからも説明責任を果たしていきたいと。

せんだって風連地区の地域懇談会一通り終わらせていただきました。その中では1地区だけ給食センターについての御質問がございましたが、それは例えば冷めてしまわないかとか、そういう質問でございまして、統合についての是非ではなかったわけでございますが、統合についての考え方もその折にあわせて説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 児童会館の当初工事費の計上が甘かったのではないかなというような御質問でございますけれども、当初予算に計上したのは、これは長期計画にのっとりた形で外壁などの補修をするということございまして、内部改修がそのときは計上しておりませんですけれども、これは決して内部はいいという判断で計上しなかったのではないと思います。ただ、計画的にことしの総合計画にはのっていないですけれども、今後のものでは多分計上されるのではないかなというふうには私は理解しております。ただ、今回図書館を機能向上させるということで、それに伴って建物が一体化しておりますので、今後近い将来再度同じ建物で補修をする必要がないように児童会館の使っている部分も一体的に補修をすることによって有利な起債を利用できるということで今回提

案した次第でございます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 夢フェスタの関係でありますけれども、当然ながら私もせっかく合併して、お米の作付の関係ですとかアスパラの関係はいろんな機会を通じてPRする、アピールするというのは重要とは思いますが、一方厳しい財政事情であります。旧名寄の場合は、渋谷市場という場を一つ持っておりました。そういうところで積極的にそういうアピールをして、組みかえではないですけれども、せっかく東京行くのなら、もう一つ渋谷市場もあるのですし、10月29日ですか、東京なよろ会の総会でまた東京にこれで行くと、そういう機会があるわけですから、そういうところで活用していくと。しかも、道庁の方から話がというか、参加の要請、これが強かったか弱かったかは別にしても、こういうことで参加して、わずかなところしか参加しない。聞いたら、ブースがあって、そこでイベントをしたり、物を売ったり、先ほど言っていたもちつきや何かを含めてやると。それがどのぐらいの場所で、あの日比谷の公園を全体を使うみたいでありますので、相当のブースができて、やってくると思うのですけれども、その中でやるよりももっと充実した渋谷市場みたいのを使って、定着しているわけありますので、そこでアスパラも売っているわけありますので、そういう機会をやるべきだと思いますし、これから実行委員会をつくってというのは、ちょっとやっぱり行政主導過ぎるのではないかなと。やっぱりつくっている生産者側、売っている側、すべてを含めてぜひ行きたいと、こういう機会にぜひアピールしたいという熱意が出てきて、こういう負担金が出てくるというのは私は理解できるのですけれども、行政側がこれからつくって、お金も上げますから、では行きませんかというのは、もう今の名寄市の財政事情からいえば、ちょっとそこは一步も二歩も踏みとどまって考えるべきだと思いますし、こういうことが出てくる

と、こういうところには行って、ではここはカットかという話も当然そのうち出てくるものでありますので、ぜひ慎重に対応していただきたいのと、特に実行委員会をつくって、もう行く方向性で固まっているのでしようからあれですけれども、ぜひ実りのある実行委員会、実りのある成果を持ち帰っていただくよう、この部分では強い行政主導をしていただきたいと思います。

それと、給食センターにかかわってでありますけれども、5月16日からという部分はありましたけれども、教育委員会は暫定できちっとあったわけでありますので、そういう意味ではしっかりとした指導性と説明責任を果たすべきでありますし、住民の声は地域懇談会で1地区から出ていたという話でありますけれども、一方では、語弊はありますけれども、あきれて物も言えないということもあるかもしれませんので、そこは説明責任と住民合意というのはこれはもう欠かせないことでもありますので、ぜひお願いをいたしたいと思えます。

児童会館については、いずれにしてもいい施設になるわけありますので、ただ既に計画にのっていたからということではなくて、現地をしっかりと見て、今やるべきことは外壁なのか、ささくれ立った床のある内部なのか、その辺もしっかり整理して、総合的にどうすべきかという判断をこれはもう教育委員会の独自機関でありますので、そういう性格を持ってぜひ取り組んでいただきたいですし、今後子供たちにとっては喜ばしい施設になると思えますので、ぜひ有効活用を求めて終わりたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 33ページ、大学費、学校総務費の大学の建設に当たって国保の支払準備基金からお借りをして、返済をするということで1億円計上されていますけれども、改めて確認なのですが、当初の借りた金額と年度ごとの返済実績、これで何か繰り上げというようなことで一

部説明を聞いたような気がするものですから、その状況についてお知らせをいただきたいと思えます。

これは、今回の国保会計の補正の中で、ちょっと私も認識不足かもしれませんが、準備基金は別会計だったのか、国保の歳入の方では数字としての数字を指すのか、関連でありますので、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

それと、31ページの教員住宅の整備事業、教育費、教育総務費、補正でも徳田の方の教員住宅の水洗化、排水管の修繕工事ということで、6月ではたしか智恵文なども含めて、合併浄化槽なども含めて水洗化の工事が進んでいますが、9月の段階で補正をといる、全部これ財源は一般財源なのですけれども、当然できるだけ早くやるようにということで全体的な要望も出ていますからいいのですけれども、この9月で出てきたということの経過と、ほぼこの種の関係は現行の教員住宅、これからずっと長く使っていく教員住宅の水洗化というのはこれでもう終わりなのかどうか、改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

戻りますけれども、ちょっと細かいことですが、29ページ、観光費の駅前広告塔の通信情報システム業務委託料50万円、これはちょっと私も今説明聞き漏らしましたけれども、この後、後年度も恒常的に計上されていく金額なのか、観光協会になるのでしょうかけれども、その辺の確認をお願いをしたいということと、広告塔のケーブル埋設工事、無線から有線にということで、駅前の景観上地下埋設ということなのではいと思いますが、これは具体的ですけれども、何メーターを想定をしてケーブルを埋設をするのかお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点、最後になります、今佐藤議員からも宮田議員からも触れられております学校給食センターの統合の問題について、教育長自身も説明責任が十分でなかったということで、これからのいろんな機会とらえて住民説明などに努めていきたいということなのですが、総務文教

常任委員会の中でも何回か統合については決まっていることなので、しかしいつやるかということについてはまさに地元地区住民との協議、教育委員会、あるいはさまざまな関係者との協議の中で煮詰まっていくものだというふうに思いまして、予算を提示をする段階では当然その辺の整理をしっかり図ってという指摘もあったのではないかと考えておまして、事前の私の調査では学校給食会関係の資料を今手元に、数回ほど協議をされて、かなり具体的なものを詰められているという経過はあるようですが、一番肝心な地区住民や地域の関係者に対する説明がすっぱり抜けていると。期間的にはもう春から三、四カ月ぐらいあったのです。まだそういうような指摘が出るということになると、姿勢が問われるというか、かねてから島市長も幹部の皆さんも合併以降心の合併だということをまくら言葉のように言われておまして、信頼関係をしっかり積み重ねながら、実績をつくりながら、積み重ねるのが本当に心の合併だという、信頼関係を高めていくということなのでしょうが、非常に今回の対応についてはずさんなような気がしてならないのです。そういう意味ではどうも姿勢そのものが今問われているような気がしてならないものですから、改めて私の立場からも説明責任についてのこの間の能動的な姿勢の欠如はやっぱり強く指摘せざるを得ないなと思っておりまして、非常にこの議案に対する私の判断も今迷うところなのですが、改めて具体的に本当に何をされてこられたのかお尋ねを申し上げておきたいというふうに思います。

そして、計画では今議会、教育委員会としては今議会で議決をして、給食の配送に支障のない冬休みに工事をしたいということで聞いておりますが、実際の工期はどのぐらい必要なのか改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 最初に、御質問にありました大学費の中での国民健康保険支払準備基

金積立金 1 億円の関係につきましてお答えをさせていただきますと思います。

この部分につきましては、前年度に大学の整備ということで 2 億円の年度を越えた繰りかえ運用ということで、基金条例に基づきまして 2 億円を対応して、議会の方にも御理解をいただいている部分でございますが、今年度におきましては当初予算では 2,000 万円の戻しということで予算計上させていただいたところでございますが、今回の普通交付税の確定に伴いまして、それらの財源、所要財源が出たということで 1 億円プラスということで、今年度については 1 億 2,000 万円戻せるということでございます。これは、10 年間にわたって借りた部分については利子をつけてお返しをするということで、17 年度予算のときにも説明をさせていただいているところでございます。それで、国保会計との支出がどうなのだという御質問でございますが、この 2 億円につきましては支払準備基金の方から直接引き出しをさせていただいておりますので、今回も直接支払準備基金の方に積み戻しをさせていただくと、そんな形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 駅前の広告塔についてお尋ねをいただきました。1 点目の広告塔の通信情報システムの業務委託については、これは恒常的に毎年かかるのかというようなお話ございましたけれども、これは今回の工事のみの委託料ということで、システム組みかえをする部分の業務委託で、臨時的委託料でございます。

それから、2 点目の広告塔のケーブル埋設の工事についてどのぐらいの長さなのかというようなお話でございましたけれども、現在広告塔ありますけれども、その広告塔の場所からずっと迂回して車の道路があるわけですが、それを横断させていただきまして、そして 42 メーターですから、大通の入り口といいましょうか、のところぐらい

までを予定しているところでございます。長さにつきましては、先ほど言いましたように42メートルでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今熊谷議員から再度説明責任について欠けている部分があるのではないかというお話がございました。私たち教育委員会としましては、暫定教育委員会もあったわけですが、正式に教育委員会が発足した5月16日以降、まず第一義的には学校給食会、いわゆる学校給食にかかわる利用するその子供たち保護者、こういうことを第一義的に考えてきたわけがあります。その中でしっかりと統合についての考え方、あるいはそれに伴うさまざまな課題などについてもお話をしていただき、その中から一步一步理解が深まっていく、そんなことを考えていたわけでございまして、統合に向けての話を進めるとすぐに例えば住民集会を開いて、そして統合について説明会を開くとか、そういうところまでは実は考えが及んでおりませんでした。そういう中で、5月の給食会での説明、そして7月からの具体的な課題を洗い出しての話し合いというふうになってきたわけでございます。そういう中で、一定程度学校給食の営みといたしましうか、こういう営みが見通しが立った時点ではもちろん市民にも周知を図る、そんないろんな方策を考えていかなければならないということで、最終的には市の広報になろうかと思いますが、市の広報などでお話を申し上げるということになる手順だと考えておりましたが、それでは足りない部分があるということでございますので、さまざまな御意見をまたお寄せいただければと考えているところであります。

いずれにしても、学校給食の統合というのは、子供たちに視点を当てたときにやはり早ければ早いほどベストな方向に向かうという、こういう考えを私たち自身強く持っているわけでござい

まして、その一つは食育の推進でございます。現在名寄市給食センターには正職員、それから臨時職員含めて2人の栄養職員がおります。風連給食センターには1名の栄養職員がいて、そして学校給食センターのそれぞれ基本的な部分を賄っているわけでございますが、平成19年度からの食育の導入の際想定されることは、栄養職員が学校に張りつけになるということでございます。そういたしますと、栄養職員が1名の給食センターでは本当に従来どおりの学校給食の営みができるのか、兼務しながらその業務が遂行できるかという、そういう大きな不安点もございまして、やはりここは統合して、食育の推進に当たってまず子供たちの平等性を図っていかなければならないと、こんなことを第一に考えたところでございます。そういう中で、学校格差といたしましうか、学校による違いなどが生じないように考えていかなければならない。

もう一つは、給食の内容の充実をこの機会に図っていけないのではないかと、こういう考えであります。風連給食会では、例えばアレルギー給食などもその現物を除去する方法で今まで進めてまいりました。例えばエビでアレルギーを起こす子は、その食事の食材からエビをただその子だけ抜くというようなことというふう聞いております。名寄の場合は、アレルギーの子供に独自のメニューをつくって食事をさせているというようなことから、そういう点でもこれからいろいろ給食会の中で話し合う中でさらに改善したそういう給食内容ができるのではないかなと、こんなことも考えたるところでありますし、地産地消の促進についてもこういうのを機会にさらに一層進める、そんな方策でいくこともやはり想定されるということでもあります。

それとあわせまして、合併特例債などというやはり財政も無視していくことはできませんので、よく言われる3Mといたしましうか、マン、ソフトですね、それからマテリアルでハード、そして

もう一つはマネーであります。財政面も考えていかなければならないということから、ぜひ統合に向けて進んでいきたいということでございますので、お話の部分は十分受けとめながら、これからもやはり説明責任についていろいろな御意見を伺いながら、私たちが努力してまいりたい、こんなふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 教員住宅の水洗化の関係ですけれども、当初予算でも本予算の方でも要求したのですけれども、財源確保が困難ということで見送られた経過がございます。今回財源の手当てが可能ということで認められたというふうに理解しております。

それから、これからの水洗化なのですけれども、中名寄地区、それから智恵文地区、それから今回徳田地区ということで、ある程度計画的にはやってきているのですけれども、手元に詳しい資料がありませんので、ちょっとそこら辺はあと何戸残っているのかはわかっていないのですけれども、ただ教育委員会の会議でも風連地区の水洗化についても指摘を受けております。ですから、これから風連地区も含めて未水洗化のところについてはできるだけ計画的に年度計画で水洗化を実施していきたいと、そういうふうに考えております。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 給食センターの工期でございますが、およそ30日ぐらいかかるというふうに考えておりますので、今回補正に出ささせていただいたのは冬休みの間に子供たちの給食に直接影響の出ない時期にぜひやりたいという、そういう思いからでございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 給食センターの話について、私も合併の委員でしたから思い起こせば、名寄は子供たちがどんどん減って行って、十分余

力があるからということで、現施設若干手を入れなければならぬけれども、受け入れ可能だという判断がありまして、風連の方も設備的にあるいは現状の中でどうも立ち行かないから統合ということではなかったと思うのです。それぞれ合理的にいろいろ判断をしたときに一つにした方がいいということ、いろいろ課題はあったけれども、統合することについて合併協議会では結論が出ておりました。ですから、そのことに関しては恐らく名寄、風連両地区それぞれ子どもも含めて全く異論なくて、特例債を利用して当然工事をやらなければならぬということで、ただいつやるかということは全く決まっていなくて、私も何回か部長にお尋ねしましたけれども、もうはなから合意がしっかり熟していない段階で4月からののだということ、あるいは勘違いして当初からおられたのではないかと思ひまして、ちゃんと時間をとって対応すれば別に私の感覚ですとお互いに理解が得られるのではないかという認識は持っていたものですから、詰めていくのにさほど時間がかからないのかなと、しっかり説明責任さえ果たせば。しかし、教育長前段認めたとおり、非常に十分でなかったという、これからという話が象徴されるように、極めてそういう認識、意識というか、欠如したというところは否めないなという感じがして、いろいろ教育長もあれやこれやということで、食育がどうしたとか、アレルギーがどうしたとかいろいろ言われていますけれども、それは実行する側の立場としての話ばかりで、ちょっと聞き苦しかったのかなという感じはします。あるいは、今の答弁、言葉じりをもって申しわけないですけれども、結論出たら市の広報でお話をしていきたいという一方通行の形で、出た結論を決まりましたというような感じを聞いていると、みずからしっかりそういう場をつくって提起をして臨むという姿勢が今の答弁でもちょっと感じられないなという感じがして、非常に残念なのです。大切なことですし、合併協議の中では基本合意を

した協議書はございますけれども、かなりの部分ではそれぞれ市民に対してプラス・マイナスの影響のある先送りにした課題があるわけで、事実上この問題がある面では大事な、本当に心の合併を言うのであれば丁寧にやっぱり扱わなければいけないのではないかという感じがしてまして、あと定例会ここしかないと言えないですけれども、まだ他の方法もあったような気がしまして、見切り発車的な印象は私としても受けとめざるを得ないのです、現状では。非常に残念だなという感じがしております。それぞれこれから努力されることについては当然してもらわなければならないのですけれども、なかなか誠意が感じられないなという感じがしています。総務文教常任委員会での経過を踏まえて私もあえて言っているわけです。重たくやっぱり受けとめてもらわなければならぬなという感じはするのです。これは、再答弁要りませんけれども、率直に指摘をせざるを得ません。

広告塔の関係についてはわかりましたけれども、あえて無線から有線にしなければならない具体的な何か故障だとか電波の関係だとか、いろいろあったのかと思いますけれども、やっぱり道路をまた掘り返してやるということになると、また一定の道路の影響部分だとか、舗装復旧なども含めて工事は余計高上がりになりますし、ちょっと判断を誤ったのではないかと考えているのです、当初。常識的には大体あの種の関係は、私も地下で当初から入っていたのかなという感じが、道の工事でしたけれども、印象を持っていたのですけれども、無線だったということはよくわからないのですけれども、改めてそれは一定の年数はたっていますけれども、だからしなければならないということについてもう少しわかるように説明をお願いをしたいと思います。

大学の関係での健康保険の返す関係、そうするとまだ10年という、10年という言葉はまだ言っていましたけれども、一年でも二年でも早くということでは最終的な結論の段階では聞いており

まして、繰り上げをしたという、当初2,000万円をさらに1億円追加するわけですから、当然10年ということではなくて、この見通しだと何年には終わりますというところが提示としてあって当然かなという感じがしております。ちょっと気になったのは、あの論議のときにも私言葉悪いですけれども、やみ起債の話、今夕張問題やいろいろ空知周辺の自治体でも大変な状況を連日伝えられていますけれども、あくまでもこれは他会計からの借り入れということで、ほかの自治体でも道の指摘なんかされて、国でしたか、違法性についての問題について、これと同種ではないですけれども、情報公開しているのだからいいだろうと、借りてあれするのだからというような新聞報道なんかありまして、やっぱりいまだにその辺についてひっかかるものがあって、改めて早期返済、たまたま交付税の確定に伴うという話が出ていますけれども、改めて国保会計に対する返済の計画をしっかり議会に提示をする必要があるのかなという感じがしてございまして、そのやみ起債の関係について合法的だという話はいまだに聞いたような気はしないものですから、改めて聞いておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 基金の積み戻しの関係につきましては、17年度の予算の中でも議論いただいて、説明をさせていただいてございまして、償還に当たりましては18年度から10年間、利息をつけて計画的にお返しをしますということで財政計画を進めさせていただいたところであります。今回予定以上に積み戻しができますので、残りの部分につきましてもどのような計画でいきたいということをもたまたま議会の方にもお知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、やみ起債の関係でということで、これまた17年度のときにもお話があった部分だと思いますけれども、私どもは基金条例に基づく繰りかえ運用という形の中できちっと整理ができてい

るというふうに認識しておりまして、やみ起債という認識は全く持っておりません。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 再度のお尋ねでございますけれども、御案内のとおりこの事業につきましては名寄の開拓100年の事業ということで、平成12年に事業を竣工したところでございます。まちづくり観光の方からデータを送って、住民サービスを提供しているのですけれども、実は今回PHSによる発信が終了するというようなことでの御連絡を受けたところでございます。そういったしますと、今後の方法としましては有線による回線で復旧をするというのと、新たなソフトウェアによる更新という二つの道が迫られまして、経費等のことを考えますと有線、電話による回線の復旧が望ましいのではないかと、ベターでないかというふうなことで御判断をさせていただきました。

それから、先ほどお尋ねありましたように道路を掘削して掘り直してということではなしに、注入方式で工事をやらせていただきたいというふうなことで考えてございますので、よろしく願いをいたしたいと思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） やみ起債の関係の認識の違いは、私どもはもともと単年度の中においてのやりとりについては当然ある程度認識できましたけれども、複数年以降の部分についてはやっぱり疑念が残るなという私の認識なものですから、基本的な認識の違いがそこにあるわけで、引き続き機会をとらえてまた勉強させていただきますけれども、率直に言うておきたいというふうに思います。

広告塔の関係はわかりました。圧入方式ということで、これは単純に工事というか、ソフトなどを含めての、交換含めてのもう一式入っているということでもいいのか、単純に埋設工事ということだけになっていきますけれども、その他の附帯工事

も当然あると思うので、そういうことでよろしければ答弁は要りませんけれども、改めて聞いておきたいと思います。そういうことであればいいです。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 私の方から先ほど前の条例審議で終わりましたサンピラーパークの指定管理料についてお尋ねをしたいと思います。

債務負担行為で18年から22年までの5年間ですか、これで3,280万6,000円、こういうふうになっております。それで、先ほど答弁がなかったのですけれども、御案内のようにカーポートということで冬期の宿泊も含めた運営を見込んでいるのだと、こういうふうなことでありまして、さらにまた過去の論議の中でも多くの利用が見込まれていくのだと、こういうような内容でありました。それで、先ほどの説明では公募によりまして2社が応募され、その1社に決めたと、こういうふうな内容でありましたが、実際にこれから市の仕様規定に基づいて協議を進めていくのだと、こういう部長答弁でありましたけれども、やはりこれだけのお金で契約をしていくわけでありますから、どの程度の利用、あるいは実際に管理運営に当たってはどのような形で利用者の利便にこたえていくような道になっているのか、これらについてももう少し詳しくお話しいただきたいと思います。さらにまた、もう一社の公募されたのは民間でどういうところの方だったのかもあわせてお知らせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 森の休暇村の指定管理には2社の応募をいただいたところでございます。選定委員会を開催をいたしまして、表記のとおり会社を候補者として決定をさせていただいたということでございます。

審査の項目につきましては、12項目ほどあったわけでございますけれども、総体的に点数を評価いたしまして、優位になったということでござ

います。ただ、いろいろと議論になりましたのは、特に冬の利用ソフトの内容についての検討が少し不足をしているというようなプレゼンテーションのときの感想も含めての選定委員会の意見でございました。当該会社への御報告に当たりましては、その辺の意見も添えて、ぜひ利用ソフトの開発、特に冬期間の利用ソフトの開発に十分努力をしていただきたい、そのようなことも含めての報告をさせていただいたところでございます。

利用者の推定でございますけれども、私ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後日御報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） この11月からカーリングの一つの利用も始まっていくと、こういうのと併設してこの施設の活用が図られていくというふうになると、うまくいけば冬期間の滞在なども含めた利用の可能性が大きくなっていくのかなという期待を持つと同時に、御案内のように冬で、積雪寒冷地であそこまで車で行く除排雪の問題ですとか管理の問題、特に生活をすると冬期間の水の問題とかさまざまな課題があるわけでありまして。そういうふうな中で指定管理者を選定するに当たっては、御案内のようにそれぞれが利用目的に沿った努力をして、管理を受けた業者の人たちやっていくのだと、こういうふうなことも一つの課題としてあるわけです。しかし、第三者的に見て、大きな成果を上げていくには大変な苦労が予想されるなというふうに率直なところ私するわけなのです。

例えばこれで見ますと、3,280万円ですから、年間で見ますと600万円ちょっとでしょうか。それで、あそこの管理をというふうになりますと、高いようで、しかし安いのかなと。しかし、安くもあり、いろいろな見解が分かれるところなのです。それだからこそ、市民も納得できるような形での利用推計はこういうふうに見ている、あるいは

はまた業者にはこういうようなところまで対応を求めているのだと、こういうような総体的なわかる形にして、一つには利用者が安心して利用できる、また我々としても市の直接管理運営ではなくて、業者の指定管理制度を生かすことによってこのようなメリットがあったのだということがわかる仕組みが大事ではないかと、こういうふうに考えますので、その点立場から再度わかっている範囲でまずお知らせをいただいて、どうしても今不十分な面については後で資料でお知らせさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、ちょっと今前段に発言はしませんでしたけれども、給食センターの問題について、私どもの方には、前段の論議がございましたが、それを裏づけるかのような一定の提案が今来ているものですから、私もそれを見ながらただいまの質疑の内容を伺っておったところでもあります。そこで、私も1点伺っておきたいのは、やはり合併に伴ってのさまざまな意見が出てきたときに、どのような形で合意をとっていくのが一番なのかということが大事ではなかろうかと、こういうふう思うわけでありまして。ですから、そういう面ではそういうような特にさきの6月議会では相当多くのこの問題に関しての意見が出ておったわけでありまして。私は、当然それらの問題についてのすり合わせ、あるいは住民合意の努力があったのではなかろうかと思っておったわけでありましてけれども、どうも先ほどから聞いてみると、それらの意見集約などなどがどうも十分でなかったのではないかという気がしているわけでありまして。そういう点では、先ほど教育長答弁の工期はおおむね1カ月程度、あるいは冬休み中に行うのだということは一つ私も確認させていただきたいのですけれども、それでよろしいかどうか御答弁いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 指定管理者の候補の選定についての内容でございますけれども、

先ほども少し触れさせていただきました12項目で選定委員会で評価をさせていただきました。当該事業所が他に比べて評価をされた点は4項目でございます。一つには、経費の縮減という部分がございます。施設管理に係る経費を他社と比較をいたしまして企業努力で縮減を図るという計画があるというふうに判断をさせていただきました。二つには、防犯、防災、緊急時の対応、3点目には管理保守点検業務の内容についてでございます。いずれも事業計画に沿った管理を安定的に行え得るというふうに判断をさせていただきました。特にISOの認証を取得しておりまして、公害防止や環境保全に会社、社員、一層努力されていると、そういう部分につきましても読み取り、判断をさせていただいたところでございます。四つ目といたしましては、財務状況についてでございます。当該事業所がもう一社と比較をさせていただきました財務状況がよくて、安定して施設管理に参加していただけると、そういうことを判断をさせていただきました。以上の4項目につきましては、すべてではございませんけれども、インターネット等で一部御報告をさせていただきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 給食センターの工期の問題でございますけれども、給食センターの建物内に直接影響を及ぼす工事が30日というふうに聞いております。ですから、冬休みは30日ございません。25日、約5日間ぐらいについては給食センターの方で代替食なども考慮するというような形で、どうしても30日は詰めても必要だというふうに聞いております。ですから、直接の工期以外でいきますと、まだそれ以上の工期はかかると思います。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） 給食センターの関係はわかりました。

サンプラーパークの関係については、そういうふうな内容などなどはわかりました。ただ、やはり設置目的です。それを本当に生かしていくという点では、私も何回かこの道立公園の問題については総体的に完成した暁にはどれぐらいの人が利用できるのだろうか、カーリング、あるいはカーポート、その他の事業でそれぞれ答弁いただいていたのでは稚内並みで年間12万人の利用を見込むと、こういうふうなことが繰り返し答弁されていたわけです。やはり市民の中には本当に多くの人利用できるのか、私たち行ってどういうふう利用できるのかなどなどの声があるだけに、私も推移を危惧しているところであります。そういうふうな中で今回このサンプラーパークを活用していく上では、本当に管理者と一体となった形でのどういうふうな形で利用をふやしていくのかという、そういう積極的な定義なども含めた協議をぜひ私は求めておきたいと思っております。そして、この施設が設置目的にかなうような対応を求めて、終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 今の斉藤議員からありましたように、この後一定程度の意見が出るという話を聞いていますので、私の方からも事前に給食センターについてお伺いをしておきたいなというふうに思います。

まず、今いろんな御意見がありました中で、いわゆる調整の段階で組織運営ですとか職員配置、配送問題、あるいは地場産品の利用ということは合併後協議をするということで合併協定がされているというふうに私も認識はしております。いわゆる統合については、これは協議の中でも前向きに進めるということでやってきたというふうに思っています。そういう中で、我々にも詳しい話が見えてこないのは、今の学校給食会でどのような議論がされていて、長期にかかわる問題点、風連と名寄の給食センターの中で近々解決するのは困難だという問題があるのかどうか、それをまず1点お

伺いをしたいというふうに思います。

さらには、今後の問題だろうと思うのですが、いわゆる配送のシステムを民間、風連は民間というふうに聞いていますけれども、そういった違いもあるので、そこら辺の調整は今後可能なのかどうか、そこら辺の経過もお知らせをいただきたいと思います。

それから、これは職員全体にかかわることだと思うのですが、いわゆる給食センターが統合された場合には風連の人員はどうなるのか、そこら辺の協議は担当でお話しているのか、そこら辺を伺いたいというふうに思います。合併協議の中では、風連の給食センターについては下がぬれるというウエット方式というのか何というのか、そんなような方式で、名寄はドライ方式というように、ある一定程度の改善はしていかなければならぬというふうに、あるいは老朽化の問題もあるということで、早期に合併をした方がいいというような協議をしているというふうに私は思っています。それから、教育長も言っていましたように食育の観点ですとか、そういった中ではやはり早期に一つの給食を名寄市内の子供たちにはとっていただくというのは肝心でないかなというふうに思います。

3点ほどお伺いをいたしましたので、そこら辺をよろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 現在進められております学校給食会の理事会、先ほどもお話ししましたけれども、理事会の方で部会を二つ設立しております。給食部会と献立部会というような形で、この二つの部会で課題について協議して、解決していきましようということで協議している最中ですが、既に8月22日の日に、これは第2回目の給食部会なのですが、第1回目の給食部会では給食単価、運営費などについてこれから協議していきましよう、協議の仕方とか、そういうことについて取り組みはしたのですけれど

も、第2回目の給食部会のところでは給食単価については小学校は名寄方式の3段階方式、中学校については風連方式の一つのものでいきましよう、というようなことで給食部会の方では単価についてはほぼ合意、ほぼ合意というか、部会での合意はできております。そのほかにまだ運営費についてはどうするかというようなことはまだ細部までは決まっていないということで、近々また給食部会の方でも協議を継続するというふうに聞いております。

それから、献立部会の方では8月17日に1回目を開催いたしまして、献立内容について協議しております。食材については地場製品の取り扱いをどうするかとか、地元製造品の取り扱いをどうするか、これ名寄と風連でちょっと取り扱いが違いますので、そこら辺について協議しております。それから、学校での行事食をどうするか、それから適温給食、離れた地区についての適温給食をどうするかについて食器などの整備をどうするかとか、アレルギー給食とか、そういうことについて献立部会の方では協議しております。ただ、私の方で報告を受けている段階では、委員さんの話も聞いたのですけれども、非常に順調に協議は進んでおりますと。ですから、当初は大体ことしいっぱいぐらい、12月いっぱいぐらいにまとめましようというような形で作業日程を組んでおりましたけれども、順調に進んでおりますので、そんなにはかからないのではないのでしょうかというふうな内容の報告を受けております。

それから、配送システムの関係なのですが、配送システムについては現在名寄地区の学校については直営で配送しております。しかし、直営でもなかなか中名寄の方までは難しいというように、中名寄の方も直営ではやっているのですけれども、回収の時間がないというようなことで、今の2台体制では風連地区までは直営でやるということはちょっと無理だという答えが出ております。ですから、この配送問題につきまして

は、今夏休みの期間に名寄給食センターから風連の各学校に実際に車を走らせてまして、時間などはかっておりまして、どういうふうにしたら一番合理的なのかというようなことで今研究をしているところです。ただ、これはまだ全然決まってはおりませんけれども、今の配送車2台では風連地区については直営は無理だなど、これは委託でいくよりしようがないのではないのでしょうかというようなことで検討しております。

それから、職員の問題でございますけれども、これについては正直言って教育委員会だけでは解決できません。ですから、今統合することによって名寄の学校給食センターの仕事の中身を洗い出しています。給食をふやすこと、それからアレルギー給食を充実させることで現在の人員体制でいけるのかと。それから、食育の問題も入ってきます。栄養士さんに過重な重荷を背負わすわけにはいきませんので、そこら辺もある程度考えまして、人員配置がどういうふうになるのかということは今名寄の給食センターでは洗い出し作業を行っております。ただ、洗い出し作業を行ったとしても、風連地区の給食調理員全員の名寄地区での働く場の確保ということは、これは無理だと思います。ですから、これは教育委員会だけでなく、名寄市全体で雇用の問題については取り組まなければならないというようなことで、これは市内でもそういうふうに合意ができております。ただ、実際の職員配置をどういうふうにするかという、そういう具体的なところまではまだいっていませんけれども、全体で取り組まなければこの問題は解決しないという合意はできております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） 今の給食会の関係では、際立った長期間にわたって解決できない問題はないというふうに私は判断して、ある程度のスパンでその協議は終結をして、それは父兄なりに周知ができるというようなことで、肝心なのはや

っぱり利用者だというふうに私思いますので、それらについては十分クリアはできていくのではないかなと。若干そういった作業がおくれているということについては、教育長も認めていますようにこれは若干遺憾には思いますけれども、これはきちっとしてやっていただかなければならないというふうに思います。

あと、職員の問題あるいは配送の問題についてはこれからの協議ということですが、原則はやはりあるというふうに思うのです。希望するしないということも大事なのですが、やはり風連側の今やっている人員、あるいは配送等については十分配慮をしながら、今後に向かって、統合に向かって協議をしていくということについてはいかがな考えを持っているかちょっとお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま冒頭にお話ございましたように、利用者の理解を深めるということについても今後鋭意努力してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと、こんなふうに考えております。

職員につきましては、今部長がお話ししましたが、やはり不安を与えないような十分な配慮が必要だということは私たちもしっかり踏まえながら、風連で実際に勤める人たちのそういうお話しもしっかり聞いて、そしてどういうこれからの措置がいいのか、そんなことを市挙げて考えていくと、そんなふうにしていきたいものと、こういうふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それから、統合につけての若干そういう問題はあるというふうに、これはやっぱり二つが一つになるということはお互いに苦しみも出てくるのではないかというふうに私は認識をします。ただ、合併によってそういうメリットも出していかなければならぬという、いわゆる同類の施設が統合できる可能性があれば、積

極的に統合していくというのはこれは合併のメリットだというふうに私思います。そういう中で、試算はある程度できているとは思うのですけれども、統合することによって市の財政、あるいは給食費は食材費ということでそう変わりはないと思うのですけれども、財政的にどの程度メリットが出てくるのか。先ほどいろんなむだ遣いをしない、この財政では厳しいという話があったわけですが、やはり二つのものを一つにすると、これが利用者あるいは市民感情的に不合理でなければ、このメリットというのはやはり大きいというふうに私は感じます。どのような試算を今していらっしゃるのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、一つは給食センターの性格そのものがございます。先ほど黒井議員からお話あったように、風連の給食センターは今まで築33年が経過しておりまして、ずっとウエット方式でやってきております。これについて保健所からはいろいろ御指導をいただきながら、安全に気をつけながら運営してきたということがございます。土別市などもウエット方式できたわけではありますが、例のO-157が発生したときにドライ方式に切りかえてきたという、こんな経緯がございます。名寄給食センターはドライ方式ですので、そういう意味ではもう少し安全なのかなと。もちろん職員がこれは気をつけることが一番大事であります、安全なのかなという、こういうことがまず1点でございます。

それから、もう一点は、やはり名寄市給食センターは現在最大能力は4,000食の能力を持ってございます。そんなことがございまして、やはりこの給食センターの能力を、4,000食は無理かもしれませんが、最大限発揮させる、このことによる効率化が十分に考えられるということであり、ます。合併しますと、大体2,800食ぐらいに現在はなるのかなと、こう思っておりますので、さらにそれによって給食運営の効率化を図ることが

できる。具体的に私は、申しわけございませんが、合併することによってどこの部署で幾らのお金が浮くのかという、そういう試算まで細かくは今ちょっとできかねますが、そういう大きな利点があると思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 一、二点伺いますけれども、先ほど教育部長が整備工事の中で学校を休ませなければいかぬのが30日間ぐらいあると言われましたよね、給食センター。それは、冬休みにやると言いましたけれども、ここにいるみんなこの辺で育っていますから、冬休みというのは25日間ですよ、大抵。その間に、冬休みというのはお正月がありますから5日間ぐらいは、ですから10日間ぐらいはどこかに依頼しなければいかぬということになると思うのですけれども、一番聞きたいのはこの給食センターの整備工事がトータルとして工期はどの程度かかるのかということです。予算が通った場合に、今出ていますけれども、いつごろ発注する予定なのかというのを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 申しわけございません。工期については、私も正確な工期は聞いていなかったものですから、ただ、今手に入りました増築計画案によりますと、標準工期は約90日間というふうに見ております。そして、その前に車庫部の先行とか、洗浄スペースの先行という工事をやることによって、給食には直接影響ないような工事をやりますよと、給食期間中。そして、冬休みになったときに給食センターを使用ストップにして本体工事を行うと、大体それが詰めて30日というふう聞いております。ですから、先ほど議員がおっしゃったように25日間の冬休みの期間でいきますと5日間給食ができないというような期間ができます。そういう期間をできるだけなくしてほしいということをお願いはしているのですけれども、今のところ30日間どうしてもか

かるのではないかなというふうに聞いております。ただ、その期間給食をストップということは考えておりません。給食センターの方でも今考えているのは簡単な代替食ができますよというふうなお話を受けております。ですから、最悪の場合は、給食センターが稼働できない期間については代替食を給食センターの方で用意するというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 当然この整備工事が、教育長に聞きますけれども、90日ぐらいかかるということですね。3カ月ですね、そうしたら。それであれば、9月補正で出した理由というのはどういうことなのかというのを聞きたいのが一つと、学校給食会の理事会というのは2回程度開催だと思いますけれども、4月から8月まで5カ月間ありましたよね。結果論で大変恐縮なのですけれども、なぜもう少し早くそういう話をさせなかったのかというのが何か理由があったのであればお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学校給食会の件についてお話し申し上げますが、例年学校給食会の総会というのは5月に開催されるのでございます。その中で、前年度の決算とか新年度の予算とか新役員というふうに決められていきます。したがって、ことしは5月25と26がそれぞれの地区における学校給食会の総会であったということから、そこに焦点を合わせるといいでしょうか、その機会に統合についてのお話をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） まだ答弁もらっていないものもあるのですが、実際にその5月25日ぐらいに総会があったとしても、教育委員会からの指導で、道州制のときもそうですけれども、道で話したのももそうなのですが、月に6回とか7回とか議論を進めて、みんなが納得

したという状況に入ってからこういう整備工事というのは出すべきだというふうに思っています。なぜ早急にできなかったのかということなのですが、その理由は教育長は任せっきりになっているみたいで、例年だったらそうだよというのではなくて、今回は特別なので、統合のこともあるのでということで当然ながら早くにやるような指導というか、そういうようなことをやらすべきだったのではないかなというふうに思います。本当に結果論で大変恐縮なのですが、そういうお考えがあったのかなかったのか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどちょっと弁解してみたお話を申し上げたのでございますが、やはり暫定教育委員会の中では例えばさまざまな教育の営みについても新しい取り組みについては私たち設定しない、そういう方向で、基本的に暫定教育委員会というのは緩やかな接続を目指す、遺漏のない接続を目指す新しい教育委員会、そういうスタンスできたのでございます。暫定教育委員会というのは、私の判断ではそういうものだというふうに受けとめておりましたので、その中で統合という大きな問題について4月早々から教育委員会の考え方として出すことにはやはりためらいがあったと、そういうことでありますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

ただ、今お話しのとおり、では5月以降の給食会については、月に何回も開催してやるべきではなかったかという、こういうお話もございますが、給食会でもやはり熟成するというのでしょうか、そういう時間もやはり必要だったというふうに御理解いただければと思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認め、委員

会付託を省略いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

本案に対しては、林寿和議員外7人から修正の動議が提出されました。

提出者の説明を求めます。

林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 議長の御指名をいただきましたので、修正動議の提出理由を述べさせていただきます。

先ほど補正予算での質疑も長時間あったわけですが、その提案されました議案第16号平成18年度名寄市一般会計補正予算（第1号）中歳出において10款教育費、7項保健体育費、3目給食センター費の15節工事請負費5,163万8,000円及び18節備品購入費1,104万5,000円を追加する提案がありました。これは、合併に伴い、市は平成19年度から風連学校給食センターを名寄市学校給食センターに統合するため同センター車庫の一部を食器の消毒保管庫へ改修するための予算であります。学校給食センターの統合については、合併協議会の中でも議論されてきており、私たちも統合することにつきましては異論ありません。合併協定書では、運営組織、職員配置、配送方法、地場製品の活用等については新市において調整するとし、それに基づき現在は統合に向けて市や風連、名寄双方の学校給食会による協議が行われており、これまでの運営方法の違いや統合後の方針など、課題や問題点も多く残されています。まさに検討の最中であり、現時点では来春統合に向けた十分な協議が調っているとは言えません。このままでは施設の整備事業だけが先行される懸念があります。したがって、このような時点での補正提案は時期尚早であり、統合に向けた課題解決がなされ、かつ市民へのしっ

かりとした説明責任を果たした上で提案すべきものと考えます。

以上の理由から、今回の給食センター整備事業費6,268万3,000円を減額する修正案を提案するものであります。慎重審議のもと議員各位の深い御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 修正案に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

黒井徹議員。

○13番（黒井 徹議員） 若干提案について質疑を行いたいというふうに思います。

先ほど補正予算の中で意見を何人か述べていたわけですが、教育委員会等に聞きますと一定程度の議論をし、特別時間を要する項目については提案されなかった、明確にされなかったというふうに私は感じております。ただ、協議をする時間が遅かった、あるいはおこなわれているということについては認めているわけですが、工事のあるいは来年度に向けての事業発注等をかながみれば、今定例会でこの補正について執行していくのが適当ではないかというふうに私は考えるわけですが、提案の中で時期尚早という言葉がありますけれども、今それぞれ給食会あるいは理事会等で議論されている中身で、さらに時間を要して議論をしていかなければならぬというものが具体的にるのであればお示しをいただいて、参考にしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 今動議の提出理由を述べたとおり、今市としては来年4月から統合しようということで進められているわけですが、それに向けて先ほどの質疑、また私たちが理事者、教育長を初め教育部長等と話した折にも協議の最中であると、幾分そういう特に支障はないというお話もあったわけですが、やはりここはしっかりと協議がまとまった時点で、よし、新年

度からこういう形で、こういう方法でいこうという、そういうものがしっかりできた時点で補正が、提案が正しいのではないかと、そういう判断をもってこういう提案になったわけです。

それで、当初は12月中に答申されて、決定されるというお話でしたけれども、やはりそういう特に順調にしているようなお話で、長くかからないだろうという、そういうこともありました。であれば、なおさらその後臨時会、また12月の定例会等もありますから、それらに提案していただいても私たちはいいと考えておりますし、工期についても、これはやる気の問題でありまして、本当に4月から統合に向けて進めるのであれば、まだ冬休み中プラス土日の休みとか春休み含めてでも、素人考えではありますけれども、十分そういうことでもできるのではないかと、そのように判断しております。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） やっぱり合併協議の中で協議をして進めていますので、時期尚早というのはちょっと私は当たってはいないのでないかなというふうに思います。今合併をして、いろいろな問題で今後こういう問題が出てくる中で、一つ一つ完全に協議が調ってからということになると間に合わないものが当然出てくるというような感じがしますので、もう少し慎重にそこら辺は考えてほしいというふうに思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 静かに。

○13番（黒井 徹議員） これからいろいろな大型事業が出てくる中では、当然協議はやっていかなければならぬですけれども、やはりタイムリミットがあるし、あるいは合併のメリットを早期に実現するという意味では、やりたくないというか、やる必要がないという話ではないというふうに私も理解をしていますので、これは早急にその議論は進めていただいて、やることを前提に補正を組んでおいても私は構わないというふうに考えます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 今補正の給食センター費にかかわって議論を、長時間にわたっているような意見が出されていたわけですし、私もそれをずっと聞かせていただきました。そういう中で、言われていることは順調に、あるいはまた若干おくれたとは言いながらも、その委員会の中で了解をいただきながら、今協議を順調に進めているという、そういう話を聞いたところでございますし、また工事日程を聞いた段階では約90日の工事日程で、給食センターの給食停止というのは30日ぐらいかかるという、そういう話も聞いたところでございます。それを考えたときに、私は今この補正はどうしても決定して可決していかなければ、真冬の厳しいときに、給食センターですから、やはりシビアな工事が私は必要になってくるというように思うのです。そういう工事を厳しい厳寒期にやるということは、やっぱり避けなければならないというように思うところでして、また一方では今黒井議員もお話ありました。先ほどの林議員の提案理由によりますと、協議が調わない段階ではこういう補正予算は出すべきではないという、そういう意見でございましたけれども、私は並行協議あるいは並行工事というものを進めていっても十分いけるだろうというように思いますし、これから合併した後、今多くの大きな課題を抱えている現在やはりそれらをできるだけ早く消化していくためには、そういう並行した市民合意、あるいは地先との合意だとか、あるいはそういう業者との合意だとか、いろいろな合意を並行してやっていく必要はこれから多々出てくるだろうというように思うのです。そういうことを考えたときに、今回これを修正案を出して、臨時会あるいは12月定例会に延ばしたとしても、決してプラスのことにはなっていないのではないかとこのように思うわけです。そういった意味から、この修正案に対して私は申し上げましたなぜ並行して協議していけ

ないのか、取り組んでいけないのか、あるいはまたこれからの事業についても懸案の事項はたくさんあります。合併協議でいろいろ合意した事業がたくさんあるわけですが、そういうものをやるに当たってお互いにそういう協議が調わなかったら手をつけていけないのか、そこら辺の見解についてどのようにお考えになっているかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 今小野寺議員が言われたように並行してやっていくという、そういう方法も当然ありますけれども、今回につきましてはきちっと協議をして、ただ理事者側が見通しが明るような話をしているのですが、実際そうなるかどうかは今後話の中でわかりませんし、この合併協議においても統合については、これは協定書でもある程度方向認めておりますけれども、これについては年数も何年に統合するとは明示されておりませんし、6月の教育長の教育行政執行方針についても統合の年次は述べられておりません。その中で、いつ4月になったか、たしか6月の定例会のときにうちの会派の議員が質問したときは、4月のある段階でもう19年度合併という答弁をされておりましたけれども、先ほどは教育長は暫定の間はそういう進んだ話はしないというような、何か食い違ったような答弁をされておまして、その点も執行者側に疑問を抱くところがあるわけなのですけれども、特にこういう合併協議で旧名寄市と旧風連町が施設の統合、こういう初めての問題に対してやはり風連町の住民についても関心も持っておりますし、これからこういう場合がたくさん出てくると思います。その中で、私たちは今まで先ほども宮田議員が述べたように名寄市の給食センターに出向いて、双方の給食会の運営方法とか、その他いろいろ話も聞かせていただきました。そういうところでまさに協議中の中で、やっぱり今ここで補正を認めてしまうと本当に先に施設ありき、施設の建設だけが先にひとり歩きと

いきますか、その後に協議を迫っていくようにしていく、そういう形はやはり市長も唱える心の合併というものに今後とあわせて十分な協議に支障が出る心配も私は感じておりますので、ここについてはまだしっかりと十分腹を割って協議をして、それからで補正を提案すべきだと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） 理解はするのですが、先ほどの合併給食委員会ですか、内容も聞いてみますと、あるいはまた先日新聞に出ていました報道を読んでみましても、決して内容がお互いに対立して、問題あるような形にはなっていないというふうに私は理解をしているのです。先ほどもお話ありましたとおり順調に、当初12月末を見ていたけれども、12月中には、もっと早くにまとまるのではないかというような話でもございましたし、そういう状況を見たときに、あるいはまた別の角度でなぜ合併したのだという。先ほど黒井議員からも出ておりましたけれども、合併したということは、するということはやはりお互いに一緒になって、将来的なまちづくりのために効率のよい行政をしていきたいと思いますということが前提になってきているというように思うのです。それがやはり話ありましたとおり来年の4月目指して給食センターの統合に向けて進むのだとすれば、管理費の部分であるとか、いろんな部分でメリットが出てくるわけですし、それを早期に求めるためにもやはり並行に事業を進めていくという、そういうことが必要ではないのかというように思うわけです。決してそれが話し合いがついてから、つかなかつたら補正は組めないというような理由にはならないなというように思うのです。今順調にそれが進んでいるということですし、さらにこれからも市民理解を得るために努力していくと言っているわけですから、たまたまいろんな過程の中で若干おくれた部分はあるけれども、それは取り返すというような話でしたので、それら

を考えたときには私は補正を修正するほどの理論的なものにはなっていないというように理解をするものですから、私は林議員が今説明した修正案に対して反対をしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、1点だけお伺いをおきたいと思います。

先ほど補正予算の中でこの問題についてはいろいろ議論をされてきたわけでありませうけれども、提案されている林議員は教育委員会としての説明責任及び住民合意というのはまだまだ果たされていないというふうにお考えでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） やはりこの件については、もっと教育委員会としてもしっかりと議論していただきたかったと思っております。現に教育委員、新しい5月の臨時会で暫定から正規の教育委員さんに決まって、その後月1回ぐらいの教育委員会議があったわけなのですけれども、その中でも議事録等をお聞きしますと、給食センターの来年の統合について重要視をしていなかったといえますか、正式な議題等にはのっていないということ、後に報告程度のことであったように今教育部長からもお聞きしておりますし、そういう面からもやはりどうも19年4月に向けて進めなければいけないという、この方が急ぎ過ぎといえますか、そのような感も否めないわけではありません。それらも含めて、やはりもう少ししっかりと事前から、暫定であろうが、やはり教育委員会、教育委員の方々いたわけですから、その時点からやはりしっかりとした議論を進めて、また住民周知といえますか、そういうものについても図っていくべきでなかったかなと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 私自身も疑問をずっと聞いてきて、今の林議員の話もそうでありませうけれども、まだまだ説明責任は果たされていないし、

住民合意も得られていないというふうに判断をさせていただきたいと思ひますし、いずれにしても10月臨時議会でも工期の関係からいけば十分間に合う部分でありますので、10月の臨時議会までしっかり教育委員会としては説明責任及び住民合意を得るための努力をされて、一番この合併、心の合併がうまくいく、変にしこりを残さないで、きちっと何でもスタートできるという体制をとるために、他の補正予算については否定するものでもありませんけれども、学校給食センター整備事業費にかかわる部分は削除した修正案に賛成を表明して、終わりたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今修正動議提案理由をお聞きしまして、具体的なことをお尋ねしますが、これまでの運営方法の違いや統合後の方針など、課題や問題点も多く残されていますということで、この辺についてももう少し特徴的なことを二、三、こんなことが詰まっていないのに見切り発車的な提案でないかということになっておられるのかどうか、改めてお聞きをおきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） この点につきましては、先ほどの質疑の中でも出ていたかもしれませんが、やはりこれまで名寄の学校給食会と風連の学校給食会の運営方法の違い、宮田議員も言われていたとおりこれまで名寄市の学校給食会では管理費ですか、1食当たり2円22銭の費用を保護者からいただいていたと。その点については、風連は町の方から交付金という形で出していたわけなのですけれども、これが自治法ですか、余り詳しくはないのですけれども、宮田議員に言わせるとこれは間違っているのではないかと。本来食材のみにいただく給食費にそういう管理費、事務費のようなものをいただくのは違ふと。それと、これまでの毎年毎年の給食費の剰余金が積み積もって2,600万何がしになっていると。これは、

本来保護者から多く集めた分であって、これをどういうふうに処理をするのか、また未納金の問題等、これは運営方法ですね、今後これを新年度統合したときにどういうふうにしていくのか、こういうものを継続するのかしないのか、そういうものが運営方法になりますし、また食材の調達とか配送方法、職員についても先ほどの話では決まっているとはなっていません。決まっていない協議の段階ではやはりすべてが課題であり、問題点だと私たちは認識しておりますので、それらしっかり協議する時間はあると思いますし、その後に私はきちとした段階での補正ですべきだと、そのように考えております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 市教委、今部長あるいは教育長の立場から、地区住民を代表するそれぞれの代表、議員あるいは地区の子供たちに関する保護者等との接点だとかということについての理解を求めるような対応については全くなかったのでしょうかどうか。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） その点につきましては、私も十分承知はしておりませんが、やはり保護者の代表であるPTAとか、それと学校の先生方が協議している給食運営委員会、やはりそこにある程度最終報告をして、そこで承認されるということは、保護者の代表であるPTAの人たち、役員の方が承認すれば、そこはその人たちの代表ですから、はっきり新年度はこういくという方針で、その時点で私は決まるとしますので、そこまでを理事者側は十分見届けていただきたいと、そのように感じております。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 旧自治体の中では予算を決めて、十分情報公開や説明責任を果たされていない不十分な部分については時期的な判断もあったりなんかして、予算は決めてもその間執行者の答弁などで十分担保されて、小野寺議員が言

うような並行的な作業ということもあったのではないかと思うのです。しかし、やはり合併という大きな事業、大事業をそれぞれが決断をして一つになって、島市長も常々心の合併ということについて強調されて、全職員に伝達をしながら、行政マンとしてそこら辺を実践的に心の合併というのは本当に何なのかということについては十分説かれていたのではないかと思うのです。それがしっかり浸透していれば、十分時間は私はあったような気がいたしまして、私も総務文教常任委員会の中でも再三提案してくるときにはしっかり地区住民の皆さんの合意を得た上でということは伝達をしていたつもりですけれども、非常に私自身も反省の至りなのですが、教育長の先ほどの答弁ですとやっぱり十分でなかったということを率直に認めてはいるのですが、非常にここで不信を増幅したような形になっておりまして、従前のような予算を決めて、あと残り時間しっかり説明責任を果たすという、そういう軽々しい問題ではないのかなということが非常に今のやりとりを聞いて実感できます。非常に重要な問題ではあるのですけれども、私ども会派としても慎重審議をしてきたのですけれども、この短時間、説明責任を果たしていないところをここ1日で払拭をするというのは非常に難しいという認識をしております、臨時会が本来ではないですけれども、時間的には一定の努力する期間があったような気がいたしますけれども、そういう面では対応に極めてまずさ、不十分さがあったような気がいたしまして、これ以外の他の提案については十分賛同できるのですけれども、修正動議現時点では私ども十分理解ができるなという率直な考えを持っておりますので、意見表明だけして終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 東千春議員。

○23番（東 千春議員） ちょっと字句を整理をさせていただきたいと思うのですけれども、林議員ただいまの答弁等々いただいている中で住民合意という言葉が出ておりました。また、PTA

の理解が得られればそれは一定の評価があるというふうな表現もされております。ここで述べられます説明責任はだれに果たしたらいいのかという、どのようにお考えなのかをお知らせいただきたい。それは、住民合意という文言が正しいのか、あるいは利用者合意、保護者であるとか子供たち、この人たちの合意が得られればいいとお考えなのか、さらに広く全市的な合意が必要なのか、そこら辺の考え方をひとつお知らせをいただきたいと思います。

それと、それに係る部分なのですけれども、提案の理由をいただいた中で下から4行目のところに市民へのしっかりとした説明責任を果たした上でというふうに述べられておりますけれども、この市民という対象はどのようにお考えなのかについてもお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） それは、当然全市民ということです。こういう大きな統合という問題ですから、これが決まる過程も含め、決まった段階でやっぱり当然全市的に周知していく、合意をいただく、これが前提だと思えます。その中に、当然先ほども言いましたようにPTAとかそういうものも含まれていますし、今後双方の給食会理事会で協議されたことを最終的に報告、承認もらうのはそういう方々の代表である運営協議会ですか、そこです。だから、当然そこで了解をもらって、それからやはり全市民的に、先ほど教育長は広報とかそういう手段も言われておりましたけれども、そのころにはまた懇談会等も、2回目の懇談会も多分計画されていると思います。そういうときにでも十分報告できる機会はあると思います。要はそういうやろうとする意識の問題だと思えます。

○議長（田中之繁議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 正直言ってどちらを指しているのか最終的にわからなかったのですけれども、先ほどPTA等々で理解を得られれば一定程度それは評価するというような発言がござい

ました。私もその程度と申しましょうか、これが本当に名寄市の将来を左右する大きな課題であるかどうかという、私はそれほどではない、失礼ですけれども、そうではないのでないのかなというふうに考えているわけです。というのは、一定程度合併協議の中で合意を得て、それをタイミング的な問題と今は説明責任がどのような形で進められるかというのが多分焦点になっているのです。そういった観点から、失礼かもしれないけれども、そんなに名寄市の将来を左右するような大きな課題ではないのでないのかなというふうに私は認識をしているのです。そこら辺で私と林議員の認識をできれば一致させたいなというふうに思うものですから、そこで再度お伺いをしますけれども、だれに合意を得ればそれでよいと。あるいは、最終的にもう一回住民懇談会を通して、そこで意見をいただいてからではないと、やっぱりそれは市民合意とは呼べないよというふうにお考えなのか。それをくぐらないと、やはり今度の予算案も出してはいけないよというふうにお考えなのか、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 一番は、やはり先ほども教育長の答弁等でお話したように、当初12月に予定していた答申を受ける学校給食の運営委員会ですか、その報告で了承されれば、それで私たちは新年度からの合意はある程度できたなど、そのように認識いたしますし、それが当初より早まるかもしれないという答弁もありました。そこに私たちも十分期待しているわけです。私たちも統合については反対しているわけではありませんから。それと、これまでのを含めて、そこがやはり大きな判断の材料といいますか、答申を受ける場、そこが大きなことだと思いますし、その過程、またその結果等は十分、先ほども言いましたけれども、全市民的に周知なりして、合意をいただく、そういう方法はとれると思います。

それと、東議員は大した大きなことではないと言われましたけれども、私たちにとっては非常に大きなことであります。すべて補正に出されている議案については、市民の大切な税金を使わせていただくわけですから、どれもこれも私は大きな問題だと思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） それでは、若干お尋ねいたしますが、一つは風連が非常に子供たちの安全な食の問題に取り組んでいる、そういう給食にということで、地場産品の活用も含めたそういう取り組みがあったということなどを伺っておいたわけでありまして。そういう点で、合併することによってそういうふうなのがどういうふうに整理されていくのか、問題はそれが十分協議が必要だなというふうに私も見ておいたわけでありましてけれども、特に提案者の皆さん方に見れば、それら風連の地場産品の活用、あるいはまた子供たちの安全な食育のために努力をされてきていた雇用者の問題などなどがあるかと思っておりますけれども、それらについてはどういうふうに展開すればいいかなと、こういうふうに考えておられるのか、その点についてちょっと伺いたいと思っております。食の問題での地場産品を活用する問題がいろいろあるわけでありましてけれども、それらについてはどういうふうに展開されるのが望ましいというふうに考えておられるのか。それから、もう一つは、働いている人たちの問題です。そういうふうな方たちもやはり今までの学校給食を担う上で努力されてきたわけですから、そういう人たちがどういうふうな形で展開されていくことが望ましいと、こういうふうに考えておられるのか、その点2点ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 林寿和議員。

○8番（林 寿和議員） 学校給食における地場産品の活用については、当然旧風連町も旧名寄市も特に穀物とか野菜類についてはかなりの割合で夏場、秋口まで利用されていると認識しておりま

すし、また冬場については貯蔵のきくジャガイモとかニンジン、そういうものも利用されていると思います。やはり地産地消の観点、またこれから進めようとしております食育の関係からも、極力地場産品の米を含め進めていくべきだと私は考えておりますし、他のものについても極力、当然やられておりますけれども、道内産もしくは国内産という安全で良質なものをしっかり子供たちにたくさん食べていただくような献立づくりを願っております。

また、これまで統合によって働いている人ですがけれども、これは当然その人方とお話をして、継続して働きたい人とかいろいろなパターンがあるかと思っておりますけれども、それについては事務方の方できちんとそれぞれ個別にお話を聞いて、個人個人働いて、これまで努力して協力してくれた方々に十分な対応といえますか、すべてが新市の中で別な部署も含めて採用できるかどうか、それは私詳しくわかりませんので、それらも含めて十分事務方、職員の皆さんで協議していただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいまの提案者の答弁を伺いまして、子供たちへの安全な食育、そのための地場産品の活用、そしてまた働いている人たちの雇用の見直しなど、やはり十分な論議が必要だなというふうに考えるわけでありまして。そういう点では、先ほどからの論議を聞いておきますと、やはりそういう論議の上で慎重な審議、あるいは時間をかけた論議が不足をしているなという感は否めないわけでありまして、そういう点では一定の時間をかけた慎重な審議を求める修正動議、そしてまた伺いますと工事なども冬期間、あるいはまた来年の4月へ向けて一定の時期的な余裕もあるわけでありまして、そういう点をかんがみまして、私も修正動議には賛成を表明するわけでありまして。

以上です。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時57分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

これより議案第16号 平成18年度名寄市一般会計補正予算の採決を行います。

まず、本案に対する林寿和議員外7人から提出されました修正案について起立により採決いたします。

本修正案に賛成議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（田中之繁議員） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 今の多数の確認ははっきりできておりますかどうか。起立多数に無理あるのでないの。

○議長（田中之繁議員） いや、こっち多いよ。

○議長（田中之繁議員） 日程第17 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、国が国保財政に国費を含めた負担調整を図るため新設した保険財政共同安定化事業と前年度繰越金を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに1億9,431万3,000円を追加し、予算総額を28億8,009万8,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、北海道国民健康保険団体連合会関係の負担金を3万4,000円減額しようとするものであります。

2款保険給付費では、本年4月に医療費が改定されましたが、医療費の支出が増加している状況から、一般被保険者療養給付費ほかに7,862万1,000円を追加しようとするものであります。

3款老人保健拠出金では、拠出額決定により2,511万7,000円を減額しようとするものであります。

4款介護納付金では、納付額の決定により6,000円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金に1億4,083万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、高額医療費共同事業負担金を415万1,000円減額しようとするものであります。

4款道支出金では、高額医療費共同事業負担金を415万1,000円減額しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費共同事業医療費交付金及び保険財政共同安定化事業交付金に1億3,066万4,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金におきまして国保会計財政安定化支援事業として地方交付税の

措置分2,649万8,000円を追加、基金繰入金におきまして2,500万円を減額しようとするものであります。

8款繰越金では、前年度繰越金7,045万3,000円を追加して調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第18 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成17年度医療諸費の確定に伴う歳入の調整を行おうとするものであり、歳入歳出総額に変更ありません。

2款国庫支出金では、3,718万9,000円を追加、3款道支出金では728万3,000円を追

加、4款繰入金では4,447万2,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第19 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出予算それぞれに1億421万7,000円を追加して予算総額を19億6,041万円に、サービス事業勘定・風連におきまして歳入歳出総額は変更ありませんが、歳出間予算を組みかえ調整しようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げます。4款地域支援事業費では、介護予防事業の中で通称元気会への指導及び協力が可能な地域運動

指導者を養成するため、理学療法士派遣関係分1万7,000円を追加し、同額の需用費を減額しようとするものであります。

7款諸支出金では、前年度の介護給付費が確定いたしましたので、これに基づく負担金交付金等返還分1億421万7,000円を追加しようとするものです。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。本年4月の介護保険制度の改正により、介護施設の国及び道の負担割合が変更されたため、3款国庫支出金では5,623万9,000円を減額、4款道支出金では4,997万6,000円を追加、6款財産収入では1万円を追加、9款繰越金では1億1,047万円を追加しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の歳出について申し上げます。1款総務費では、発電機設置工事費分17万7,000円を追加、2款事業費では施設備品分17万7,000円を減額し、歳出間で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、川西地区簡易水道の配水管損傷事故の復旧処理費用に伴う歳入歳出予算の調整をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれに14万円を追加して、予算総額を4,812万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、復旧処理業務に伴う職員手当の追加をしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。水道料金の減免措置等経費の弁償として、3款諸収入では50万2,000円を追加して、一般会計で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第21 議案第21号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、市場急速冷蔵庫内の冷媒配管の修繕に要する費用を追加するものであり、歳入歳出それぞれに18万9,000円を追加して、予算総額を3,694万7,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして冷蔵庫の冷却器から立ち上がり配管までの吸入管及び液管の修繕料18万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では18万9,000円を追加して、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第22 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年1月23日に名寄市議会臨時会で議決をいただきました名寄東病院の指定管理者制度に関して平成18年度から平成26年度までの期間にかかわる指定管理料について債務負担行為を設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（島 多慶志君） 訂正をさせていただきます。平成18年度から平成25年度までの期間にかかわる指定管理料でございます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（田中之繁議員） 日程第23 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、かねて弥生町内会から要望のありました曙弥生線の側溝整備工事を平成14年4月24日に行った際に生じた残土を札幌市北区新琴似12条7丁目、牧野昭則氏が所有する名寄市字弥生26番2の土地に本市が投棄したことによるものであります。

この残土を投棄するに当たっては、この土地の管理をしていた牧野氏の親戚の方が後日牧野氏の承諾を得ておくということでありましたので、作業を実施したところであります。平成14年11月21日に牧野氏から残土投棄については承諾していない旨の抗議の電話があり、多額の賠償金を要求してきたところであります。その後、このことへの対応について弁護士に相談をしながら、2回の調停を行いました。双方の主張に大きな隔たりがあったことから、いずれも不調に終わりました。その後も牧野氏とは和解内容についての話し合いが断続的に続いておりましたが、牧野氏から本市の提案を受け入れて、和解したいとの申し入れが平成18年5月10日にありましたので、平成18年6月2日付で本市が和解金5万円を支払うこと、さらに残土を投棄した土地の原状回復を行うことで和解が成立したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第24 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

交通事故の内容は、本年4月6日午後4時30分ごろ、名寄市風連町字豊里23線東3号の交差点におきまして、名寄市風連町字瑞生3336番地2、日光哲氏が所有する名寄市風連町字瑞生3336番地2、日光美千代氏が運転する軽乗用車が一時停止標識のある交差点で停止せず、生活福祉部所管のデイサービス送迎バスの側面に衝突し、破損したものであります。過失割合は、本市が20%、相手方が80%であり、相手方車両の修理代として本市が3万9,100円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

なお、同バスには乗客9名と介護員1名が乗っておりましたが、負傷者はありませんでした。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの11

日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの11日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長(田中之繁議員) 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 植 松 正 一

署名議員 宗 片 浩 子